

告示第28号

平成25年御宿町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月10日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成25年6月17日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成25年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年6月17日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	大 野 吉 弘 君	2 番	新 井 明 君
3 番	石 井 芳 清 君	4 番	中 村 俊六郎 君
5 番	土 井 茂 夫 君	6 番	伊 藤 博 明 君
8 番	小 川 征 君	9 番	瀧 口 義 雄 君
10 番	滝 口 一 浩 君	11 番	貝 塚 嘉 軼 君
12 番	大 地 達 夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	浅 野 祥 雄 君
総 務 課 長	木 原 政 吉 君	企画財政課長	大 竹 伸 弘 君
産業観光課長	田 邊 義 博 君	教 育 課 長	渡 辺 晴 久 君
建設環境課長	佐 藤 昭 夫 君	税務住民課長	埋 田 禎 久 君
保健福祉課長	多 賀 孝 雄 君	会 計 室 長	岩 瀬 晴 美 君

事務局職員出席者

事務局 長 岩 瀬 由 紀 夫 君 主 査 古 畑 貴 子 君

◎開会の宣言

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成 25 年第 2 回定例会が招集されました。

本日の出席議員は 11 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成 25 年 6 月招集、御宿町議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、6 月 10 日の議案配布後、追加議案があり、日程第 2 号、日程 10、議案第 9 号として、追加いたしました。

議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛にお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いします。

(午前 9 時 00 分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第 126 条の規定により議長より指名いたします。11 番、貝塚 嘉軼君、12 番、大地達夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日から 2 日間とし、本日は議長から諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された議案に関する提案理由の説明と諸般の報告を求めた後、4 名の一般質問を行い散会します。

明日、18 日は報告第 1 号を行い、議案第 1 号から第 9 号について、順次上程の上、質疑の後、

採決を行い、発議第1号、請願第2号、第3号の審議を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、本日は諸般の報告及び一般質問を行い、明日18日は議案質疑・採決を行うことに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

3月7日から21日まで、第1回定例議会において、平成25年度当初予算及び総合計画等について審議を行いました。

19日、町有財産活用検討委員会に出席し、21日の第5回議員協議会において、波月荘跡地の町への移管等について協議しました。

25日、国保国吉病院組合議会定例会に出席し、27日に夷隅郡町村議会議長会議員研修会が開催され、大多喜町にある増田製作所千葉工場を視察し、専修大学小林教授による「地域再生を担う議員の行動指針と住民との有るべき関係」について研修しました。

4月4日、夷隅郡町村議会議長会総会に出席し、18日の第2回議会改革と政策提言委員会において、住民と議会の懇談会等について、協議しました。

同日、第2回全員協議会において、平成25年度各課基本方針の説明を受け、御宿温泉まちづくり事業等について協議し、その後、第6回議員協議会を開催しました。

5月8日に議会だより編集委員会、17日に中山間実行委員会と議会の懇談会を開催し、中山間地域総合整備事業の実施状況と今後のあり方について、意見交換を行いました。

20日の第3回産業建設委員会協議会において、町内危険箇所等について協議し、

23日、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設委員会、町有財産活用検討委員会に出席しました。

24日の第4回教育民生委員会協議会において、亀田医療大学等整備補助金について協議し、

27日、千葉県町村議会議長会定例会に出席しました。

6月4日、野沢委員会に出席し、同日、第2回総務委員会協議会において、御宿町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、第7回議員協議会において、御宿町地域

公共交通活性化検討会議委員の推薦等について、第5回教育民生委員会協議会において、亀田医療大学等整備補助金について協議しました。

5日、国民健康保険運営協議会に出席し、6日の議会運営委員会において、第2回定例議会の議事日程・提出議案等について協議しました。

12日、御宿町地域公共交通活性化検討会議に出席し、同日、第1回御宿台区への防犯灯補助金及び開発業者から御宿町へ移管された施設等の管理に関する委員会を開催しました。

13日の議会運営委員会において、第2回定例議会の追加議案について協議しました。

以上で議会の諸般の報告を終わります。

続きまして、今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに、諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義廣君） 本日ここに、平成25年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりをいただき誠にありがとうございます。

本定例会では、繰越明許費のご報告のほか、専決処分、条例制定、条例改正、一般会計ほか補正予算案の計1報告、9議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由および諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について、説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、平成25年第1回定例会においてご議決いただいた、平成24年度御宿町一般会計補正予算第7号の繰越明許費を、別添、繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本議会に報告するものがあります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分いたしました。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充や延滞金等の利率の見直しなどでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を

3月31日に専決処分いたしました。

改正内容は、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等に伴う改正でございます。

議案第3号 御宿町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございますが、国家公務員の給与の減額措置に伴い、地方も国と同様の措置を講ずるよう、要請がありました。

町としては、人件費の削減に努めているものの、その趣旨に賛同し、本条例を制定するものであります。

議案第4号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、重度心身障害者等の医療費助成において、住民基本台帳上の住所と、各障害関係法令に基づく援護の実施市町村の相違から、住民であっても助成を受けられない方がいるため、本制度の支援が受けられるように、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本年4月より施行されました「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害者の範囲に難病等が加わり、障害福祉サービス等の対象となったため、廃止をさせていただくものです。

議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険制度の健全な運営を目的に、医療費の推移や国民健康保険加入者の所得の状況等を踏まえ、税率の改定をお願いするものです。

なお、本案につきましては、去る6月5日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第7号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第1号は、故障し交換が必要となった布施加圧機場の流量計、老朽化による天ノ守加圧機場非常用発電機軽油タンクの交換及び事務用コンピュータの更新に係る建設改良費を補正するものです。

資本的収入及び支出予算の建設改良費を、422万9千円増額し、資本的支出の予算総額を、1億831万6千円とするものです。

議案第8号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出ともに4,900万円を追加し、補正後の予算総額を30億4,900万円とするものです。

主な内容は、風しんワクチン接種費用助成事業に係る経費や国の地域経済循環創造事業交付

金を活用した温泉まちづくり事業に要する経費、旧御宿高校校舎の電気設備の復旧、さらには事業採択を受けたことに伴うコミュニティ施設建設に対する助成金等について追加しております。

補正財源としましては、国県支出金や基金繰入金などのほか、平成24年度からの純繰越金を充て、収支調整を行っております。

議案第9号 御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結についてでございますが、6月11日に指名競争入札に付した御宿中学校屋外運動場整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に諸般の報告をさせていただきます。

4月19日、区長会が開催され、20日には御宿岩和田漁協においてアワビを増やすための研究座談会に出席いたしました。

21日には町消防団統一訓練が実施され、22日は御宿駅のバリアフリー化のための参考としてJR大網駅を視察しました。

23日はビーチバレー実行委員会及び商工会青年部通常部員総会に出席し、24日には、御宿中学校屋内運動場等竣工式及び保育所施設等建設検討委員会が行われました。

25日から26日において市町村長特別セミナーに参加いたしました。

28日には、市原鶴舞バスターミナルオープン及び高速バス乗り入れ開始式に出席しました。

5月1日には、五輪文庫臨時役員会が行われ、2日には役場にてデジタルサイネージ説明会に出席しました。

5日から7日まで、総務課防災総合対策班の職員らと東北地方の津波被災地へ視察に行つてまいりました。

10日には、広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議が開催され、12日には、千葉県都川環境を考える会会議に出席いたしました。

15日には鋸南町にある菱川師宣記念館で田中基之展が開催されていまして、伺わせていただきました。

16日には、観光協会通常社員総会に出席し、17日には、御宿にある環境ボランティア団体との町長懇談会を開催いたしました。

18日から19日には、全日本ライフセービング・プール競技選手権大会が横浜で実施されたので、産業観光課職員らと、視察に訪れました。

20日には、千葉県町村職員野球連盟評議会に出席いたしました。

21日は、岩和田区において自主防災会防災訓練が行われ、そのあと関東町村会トップセミナーに参加いたしました。

23日は例月出納検査及び普通町有地活用委員会、商工会通常総会に出席いたしました。

24日には、教育民生委員会協議会及び中山間地域総合整備事業総会に出席いたしました。

25日には、御宿中学校運動会に出席し、その後、消防団視察研修に参加いたしました。

27日には、千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会及び市町村長会議に出席いたしました。

28日には、全国町村下水道推進協議会千葉県支部通常総会に出席するとともに、同日、テカマチャルコ市から空手選手団が来町されましたので、歓迎式を開催し、29日にかけて、町の案内や交流を深めました。

30日には、高山田地域保全会総会に出席し、31日には、いすみ鉄道取締役会に出席いたしました。

6月1日には、夷隅支部消防操法大会に出場する第一分団、第二分団の激励会を行い、遅くまで熱心な訓練を行っております分団員を始め、指導をお願いしています広域消防職員及び関係の方々をねぎらうとともに優勝に向け、激励を行いました。

3日は千葉県町村会定例会及び千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議に出席いたしました。

4日は野沢委員会及び総務委員会協議会、議員協議会並びに教育民生委員会協議会に出席いたしました。5日には国民健康保険運営協議会及びいすみ警察官友の会総会に出席し、6日は議会運営委員会において、第2回定例議会の議事日程及び提出議案等について審査をお願いいたしました。

7日は高齢者スポーツ大会及び広域市町村圏事務組合管理者副管理者会議に出席いたしました。

11日は町保護司会会議が行われ、12日は地域公共交通活性化検討会議及び町農業再生会議並びに航空防除事業協議会に出席いたしました。

13日には議会運営委員会において、御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について議案審査をお願いし、同日チャリティゴルフ大会が行われました。

14日はいすみ警察署管内防犯組合連合会定期総会及び安全で安心なまちづくり推進協議会定期総会に出席いたしました。

以上でございます。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分

なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますのでご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

◇ 滝口一浩君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、10番、滝口一浩君 登壇のうえ、ご質問願います。

（10番 滝口一浩君 登壇）

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。これから一般質問に入らせていただきます。

まず始めに御宿町は面積良く25平方キロメートルの小さな町であります。

このコンパクトさが、良いということも良く耳にします。外房線を使えば十分に東京への通勤圏であり、最近リゾート感覚ある西武グリーンタウン御宿台地区がだいぶ定住化人口増になってきています。

さらに高速道路交通網の整備に伴い、御宿への首都圏からのアクセスも向上しました。自然資源にも恵まれて温暖な地域であり、新鮮な海の幸も豊富であります。文化人達もこの地を愛しました。

今、御宿町が抱えるテーマはビーチタウンとして、豊かな自然を保全しながら、質の高い住環境のインフラ整備を行い、住・食・遊、空間の調和するビーチタウンとして発展させなければならないと考えます。まず初めにある施設の利用、補修等についてですが、庁舎は従来のように職員が事務を執り、住民と折衝するだけの機能であってはならないし、多くの人が語らい、集い、語らいふれあうことのできる建物の集合体であるということを、すでに津波対策も踏まえ、この高台に移転したと聞いておりますが。

ここで質問に入らせていただきますが、避難所、役場庁舎、保健センターの在り方について、2年前の3.11の時は、大勢の住民の方がここに非難したと聞いています。ではなぜ災害時の避難所になっていないのか。この辺をまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 議員ご指摘のようにですね、庁舎また保健センターについて、平時については情報の方に務めつつ、有効な活用があると認識しておりますが、災害時、庁舎はですね、災害発生直後から災害対策本部が設置され、町の被害状況、被災状況、住民の避難、安否の情報、また、国・県、関係機関とのやり取りをする等の、大変災害時には混乱している状況にあり、避難者を受け入れることは困難であると考えています。

先ほど申しましたように庁舎・保健センターは住民の個人情報も保持しているため、情報の漏洩の防止も図らなくてはなりません。地域防災計画にも記述しましたとおり物資の集積拠点が、できていないため、災害時に備え、災害物資の支援物資の受け入れ保護、保管、補給拠点が必要となっています。

保健センターは物資の集積拠点として位置づけております。実際に、先の東日本大震災に庁舎の1階のコミュニティーホール、また保健センターの和室、診察室を一時避難所として住民の皆さまに開放をしました。100名程度の住民のみなさん、また旅行客のみなさんが非難されましたが、非難された一部の方が事務所に入られたり、また、直接物資の要望したり、また記録するためにお名前を聞いてもね、拒否されたり、そういったトラブルがありまして、支障があったという報告を受けております。

そういうことを勘案して、指定の避難場所とは考えておりません。現在、指定されている避難所の収容人員は一人あたり4平米の面積で、今、指定している避難所で約2千名となっています。県が指定しているピーク時の避難者については、人口の4分の1であるため収容人員は充足してるというふうに認識しています。

○10番（滝口一浩君） わかりました。まあ、なかなか、滅多にあるようなことじゃないので混乱したのはわかります。混乱したのはわかりますが、ここで、民間というか、役所と民間の、僕も民間で商売やって、こちらの議員も結構需要者多いんですけども、そういう反省点も踏まえて、これ1回もう一度ですね、見直したらどうかと思うんですよ。というのは普通に考えて、どこにじゃあ避難するっていったらやっぱり、この高台の役場庁舎のどこかにいる。逃げるのが一番安心感があるし、情報も伝わって来るし。住民感情としては僕がもしそういう立場だったら、ここに真っ先に逃げて来ると思います。

そういうことを踏まえてですね、役場庁舎と保健センターでつながっているといえども、別棟と考えてですね、その辺、保健センターの方の見直しとかをできないのか、その辺課長の方にお聞きしたいと思うんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 災害時の支援物資の拠点として、集積場所として位置づけでおります。

たとえば県北ですと、民間が災害時の備蓄倉庫、大きい所を持ってまして、そこに集会的にやる、というようなことも聞いておりますが、夷隅郡市の場合については、元の大多喜庁舎、そこの方がいすみ地域防災備蓄倉庫となっております、いったん県が備蓄をしておりますが、それ以外にですね、やはり各市町村に備蓄が、防災の品物が集められるという状況になります。今、町の方では保健センターにいったんは備蓄して流通計画を立ててですね、各避難所を持って行くという計画で、保健センターを位置づけています。

○10番（滝口一浩君） 備蓄もわかりますけど、これそうですね。これだけのスペースがありますし、もう一度できれば見直して、進んでいただけたらと、その辺にして。

次に施設の補修に関する優先順位についてということなんですけども。

財政が豊かであれば補修とかできると、この厳しい中で、という話がありました。

ではどんな基準に従って施設の補修を、今後していくのかその辺お聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 施設補修優先順位の基準というご質問でございますけれども、現在、施設補修の優先順位を決定する判断基準というのは、定めておりませんけれども、町では施設補修を行う場合、施設耐震補修や道路、橋梁や施設の大規模改修等、高額な予算を必要とする事業につきましては、専門業者の点検結果や施設老朽化等の状況踏まえ、総合計画アクションプランに沿って計画的に進めることとしております。

また、専門業者による施設の定期点検結果の報告を受け、安全面や緊急性等を考慮し、優先順位を調整し、予算の状況を考慮した上で、施設補修を実施しているところでございます。

○10番（滝口一浩君） あの結構、御宿町でも公民館、小学校をはじめ、役場庁舎も20年経ちました。結構、その辺傷んできていると思うんで、許せる範囲で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、御宿高校の普通教室と後側の教室ですね。使い方について質問をさせていただきます。この敷地、中央国際学園へ賃貸とすることを前提に、県から購入した訳ですが、特別教室等は

今のところ3万円、グランドは15万円、合計月に18万円の収入、保証金、違約金は無し、20年の長期の契約を結びました。

町は残りのわずかな老朽化著しい普通教室を、今更、稼働させたところでどうなるのでしょうかということを知りたい。

財政豊かな町では、先ほども答弁もあったようにないはずですが。入ってくるお金を図って、出て行くお金を図らないと経営は成り立ちません。その辺を良く見定めて、このことを進めないと月々の経費はどれ位かかるのか。

この18,000坪の土地は、将来、御宿町が企業や大学と町を主体にプランを練る大切な場所だったと、僕は今でもそう思っています。今更、普通教室棟の古い校舎をプラン練ったところで、どうなるのでしょうか。赤字を垂れ流すだけだと思うのですが。その辺を課長の方にお聞きしたい。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 旧御宿高校につきましては、現在普通教室棟の1階と2階の教室の一部を、災害時に備えまして防災機材保管場所として利用し、町防災計画では普通教室等は避難所として指定がされております。

また町では、災害時以外の平時の活用策として図書室や住民のコミュニティー活動の場として活用できないかなど活用について、現在、町普通町有財産活用検討委員会でご検討いただいているところでございます。普通教室につきましては併設いたします中央国際学園の開校に向けた特別教室棟の改修と、浄化槽施設等の共同施設整備工事の状況を踏まえまして、また避難所として、指定されていることから、活用検討を進めながらも、管理上必要なライフラインの一部復旧を、進めて参りたいというふうに考えております。

今後、普通教室稼働につきましては、町普通町有財産活用検討委員会のご提案をいただき、全体の利活用について検討を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくご意見申し上げます。

○10番（滝口一浩君） 検討委員会もあるということで、議員からも、その中に入っていると思います。個人的な意見を述べさせていただきました。というのはやっぱりあれだけの校舎を稼働させるということは、民間レベルで考えても相当な経費が発生してきます。それと1月の電気ケーブルの補正もありましたけれども、今後も手を加えて行かなければ使えない、と思います。その辺をバランスを見定めてやっていただけたらと思います。

次に行きます。パークゴルフ場について質問させていただきます。最近、宿泊業者の方はじ

め、コースを使われてる方から、悪い言葉なんです、「お金を取れるコースではない」とまでクレームがあると聞いています。観光協会に管理を委託したわけですが、コースメンテ、お客さんの利用状況、その辺は今どうなっているのですか。その辺をまずはお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） パークゴルフ場及び御宿台テニスコートにつきましては、本年度から一般社団法人御宿町観光協会が、指定管理者として管理しておりますが、現在のメンテにつきましては、利用者のご意見も参考にしながら、ペアウェイ、ラフ、グリーン等の草刈やOB杭の改修等を日報等で、管理しながら計画に行っております。また、草刈や軽微な改修等については、利用者等のボランティアの協力もいただいております。地域に根ざした施設としての運営にも、努めているところでございます。利用状況についてですが、4月、5月の利用収入は、パークゴルフ場とテニス場合わせて774,000円で、昨年度の同時期の利用料金の収入が770,200円ですので、ほぼ横ばいで推移しております。4月は50,000円の減額となりましたが、5月は50,000円の増となっております。共通パスポートがなくなり売上げ減も懸念しておりましたが、その分単独の月間パスポート券の販売枚数が増えております。入り込み客数ですが5月分、前年度と比較しますと、パークゴルフ場は、月間パスポート以外の一般利用客で比較しますと、大人で63名、子供で18名の増となっております。テニスコートにつきましては、貸し出し時間に比較すると35時間ほど伸びている計算となります。

○10番（滝口一浩君） 指定管理変わって、日数もまだ浅いわけで、その辺をとにかく言うあれはないんです。で、今度ですね、認定コースの件もあるということも聞いてます。

まずは、僕も先日、見てきましたけども既存のコース管理はもちろんです、町ではパークゴルフ場ができたのは近隣に比べて、比較的早かったと思います。で、近隣でも相当パークゴルフ場できてきて整備もされてる状態で、根本からのリニューアルも必要ではないかと、町として、大家としてのですね。まず指定管理渡す前に、コースの全面的な責任ですね。その辺はどう思ってるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 大家としての責任ということでございますが、指定管理者制度の中では施設の管理権限は指定管理者となりますが、設置者としての責任は町にございます。公認コースの認定につきましては、利用者への効果的なアピールとなると考えておりますが、パークゴルフ場も平成10年にオープンし、老朽化が進んでおります。まずは、現在の施設を指定

管理者と町とそれぞれの責任のなかで連携しながら、施設の管理整備に努めることでリピーターはもとより、新規の愛好者の増を図って参りたいと思っております。

○10番（滝口一浩君） よろしくお願ひします。御宿は特にですね、お年寄りの多い町です。パークゴルフをお年寄りだけがやるわけではないんですけど、ツアー客も見込めます。やっぱり、「御宿ならではいいコースだ」といわれるようなコースを、よろしくお願ひします。

次に行きたいと思ひます。今度、環境美化について質問させていただきます。

御宿の最大な資産は海であります。そしてそれを最大に生かすのは御宿海岸周辺のインフラです。そしてビーチにおいて、クリーンであることは絶対条件であります。まず海がクリーンであること。そして海岸がクリーンであること。ビーチタウンとして、夏だけではなく一年を通じてクリーンな環境を維持していくことが必要だと考えます。御宿町の海岸には主に三本の河川が流れ込んでいますが、生活廃水が、直接河川に流入し、海水浴場や魚場を汚染していると考えられます。優れた海岸と水質が、優れていることは絶対条件であります。このことは他の議員からも再三、質問は出ていると思ひます。まずは最近のことですね、水質の向上に努力しているか、という質問をさせていただきます。その辺どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは水質の向上についてお答えします。河川や海の水質の悪化の要因といたしまして、各家庭からの生活雑排水の流入が考えられます。このため町では平成2年度から家庭用小型合併処理浄化槽設置に対する補助を実施し小型合併処理浄化槽の普及に努めているところです。また水質の浄化のためには合併処理浄化槽設置のみならず、その適正な維持管理も重要となっております。このような観点から台所は川や海の最初の入り口であるという事を再度考えていただくため、本年度は生活排水と河川浄化、合併処理浄化槽の適正な維持管理、三角コーナーの水切りろ紙の配布と合わせた啓発物の配布を計画しております。また町内の主要な河川8ヶ所につきまして継続的に11項目の水質検査を経年で実施しております。特に水質が悪化している水系については水質検査を追加して実施する予定であります。これらのデータを踏まえまして具体的な水質浄化対策について、分析、検討を進めて参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。なかなか得に目立つ清水が綺麗だという光景にはならないですね。ごみも相当、浮かんでたりします。その辺、努力していただひてよろしくお願ひします。で、関連しましてごみの事なんですけど、指定ごみ袋を導入後のごみ処理対策は、今、どういう状況なのかその辺をお聞きしたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤環境建設課長。

○環境建設課長（佐藤昭夫君） それでは指定ごみ袋関係のご説明をいたします。

ごみの指定袋制につきましては平成24年10月1日よりスタートいたしまして、その後、半年以上経過いたしました。住民の皆さまのご理解ご協力のもと、排出状況及び分別状況は、おおむね順調でありまして、懸案事項でもあります、ごみの減量化につきましても指定袋制以前の比較で20%の減量化がみられているところでございます。

しかし一部ではルールが守られてない排出場所も見受けられるため、周辺環境美化の観点から更に指定袋排出及び分別排出の徹底を図るべく、今後も、収集車両及び排出場所への看板掲示や広報紙による周知啓発活動を実施して行きます。

またこれから、夏季海水浴シーズンを迎え、海水浴客や別荘に来られた方等による、町内排出場所への置きごみが懸念されますので、排出場所に周知啓発看板を設置する等、ルールの徹底化に努めるとともに海水浴場においては自宅への持ち帰りの呼びかけを行う等、ごみの減量化にも努めて参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

比較的、ごみ処理はスムーズにいったんと思って、いい状態なのかなと思ってたら、一部でやっぱり不法投棄とか、見受けられるみたいなんで、パトロールの方を強化していただいて、今後、ごみ対策に、よろしくお願ひしたいと思ひます。

関連でですね。これは細かなあれなんですけど、今年のごみカレンダーが今までと違ってカラー版になりました。大きさもですね、ちょっと一部に見にくいということを目にしました。民間会社の広告も入ってます。この辺のですね、説明をちょっとお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のごみ収集カレンダーの件でございますけれども、平成25年度分のごみ収集カレンダーにつきましては、従来、一部の方から見づらいという意見が寄せられておることを踏まえた中、町内業者からの寄附により、カラー版の大きなサイズに形状変更されたものを配布してございます。こちらカラー版といたしまして収集日、収集品目を色分けにより表示をしたものですが、一部の方から見づらい、色の識別がつかない人にはわからない等の意見が寄せられておるところでございます。

この点につきましてはこれらを改善すべく次年度分以降につきましては、色分け部分に丸囲み、線あるいは、模様をほどこす等のモノクロでも識別できるような工夫について、検討をして参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） まあ、初めてのことで、民間委託ということでわかりました。

まあ、そういうのを踏まえて改良していただければ、いいかと思います。よろしく願います。

続きまして、御宿海岸のビーチクリーンについて質問させていただきます。毎朝散歩がてら、海岸を掃除してくれている人がいます。ビーチクリーンをしてきているボランティア町内団体もあります。御宿の海岸はお金をかけても、一年中きれいな状態にしておかなければならないと思いますが、4月に海藻が海岸に打ち上げられました。僕の知っている限り、3週間そのままの状態でしたが、この辺に関して、どのような状況だったのかお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の海藻の件でございますけれども、海岸清掃につきましては、夏季以外はビーチクリーナーですとか、ボランティアの皆さまのご協力をいただきながら清掃美化を進めております。夏季はこれに環境整備員とビーチクリーナーの清掃回数を増やして、対応させていただいているところでございます。

ご質問の4月の海岸の状況におきましては、ビーチクリーナーの運転手が退職し、募集中であったことから、海岸清掃ができていなかったことに加え、季節外れの強風等によりまして、海藻が漂着してしまったことが要因と考えております。このためゴールデンウィーク前に職員による、海藻を主とする除去作業を行わせていただきました。

また、夏に向けまして、夏季の環境整備員とビーチクリーナーの作業員を現在採用し、作業を行ってところでございます。今後は、安全管理員と夏季の環境整備員を募集いたしまして、体制を整え海岸の美化に努めて参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。僕もずっと、いつ掃除するんだろうと思って、業を煮やして役場に電話したら退職された。そういう状況だったみたいですが、今、正にですねネットの世界、フェイスブック等を通じまして海岸の状態がですね、世界へ発信されます。写真を撮る側も、絵になる風景を望んでいます。その後の対応も、何日か忙しいながら職員とか、ボランティアの方でビーチクリーンも行われたようですが、ちょっと対応にですね、ちょっと遅さが目立つというか、それに不満があります。その辺についてどうでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 議員ご指摘のとおり、対応につきましては、確かに、業務上の段取りですとか、人の配置ですとかというところで、大分手間取ってしまいました。最終的には職員を導入してゴールデンウィーク等の海岸清掃を行っております。

その後につきましても、5月23日ですとか、海岸の釘拾い等を実施しておりますけども。

その辺につきましても、今後とも十分に注意をして、計画的に実施できるように、対応していきたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） よろしくお願ひします。今後ですね、タイヤシャベル、ビーチクリーナーですね。大型機械の管理、運転手の募集もあったようです。あとですね、ビーチクリーナーだけに頼るのはどうかなと。人力の活用、あとは前にですね、ホンダから何か借りた、バギー等小型のですね。ビーチクリーナーのようなのがありました。あと前にもちょっと出たみたいですけども、業者への委託等についてですね、その辺を検討したらどうかなと思うんですが、その辺どうでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のビーチクリーナーですけども、こちらの方11年が経過しておりまして、部品交換にも多額の費用を要する状況でございます。今後、こまめにメンテナンスしながら少しでも永く使用したいとは考えておりますが、状況によりましては、ご指摘のとおり、代替機種を選定、作業員の状況ですとか、ボランティア団体との連携等によりまして、きれいな海岸を維持して参りたいと考えております。

また、将来的には委託等による方法もコスト比較を行いながら検討を進め、有効な方法を見出して参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。まあ、御宿海岸。釘はじめ、ガラス、ペットボトルいろんな物が落ちております。海草は時化です、上がっちゃうのは仕方ないです。それをほったらかしにするというのは、やっぱり砂に埋まっちゃって、余計、掃除ができなくなるような状況で、やっぱり御宿の目玉です。お金をかけてですね、御宿海岸を常にきれいな状態にして、いっていただきたいと思ひます。

じゃ、次に行きます。景観条例について質問させていただきます。

サインはそれ自身が目立つ物であっても、周辺の景観と調和しないものは避けるべきである。サイン計画によって町の景観を飛躍的に向上させることが可能です。

御宿町の場合、町が比較的小規模ですので、町全体のサインをコントロールしやすい条件にあり、適切なルール作りを行うことにより、ビーチタウンとしてのイメージアップをねらうことが可能だと考えます。その他にも電柱・街灯・噴水・彫刻・ベンチ・テーブル・植栽・よう壁・歩道・ごみ箱等、ビーチタウンとしての景観を構成する重要な要素であります。

デザインについて、適切なルール作りを進めるのと同時に、既存の施設で御宿の景観として

相応しくないものは、積極的に撤去する努力が必要だと思います。平成24年に景観行政団体に指定を受けたと聞いております。お金のかかることとは思いますが、専門家を交えデザイン、アウトライン等の景観条例制定の協議に入れませんか、という事をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは景観施策につきましてご説明させていただきます。景観施策につきましては平成16年6月に政府の「美しい国づくり大綱」に基づき、景観法が制定され、皆さまご存知のとおり、御宿町では平成23年4月に景観法第7条により知事の同意を受け、県内町村では初めてとなる「景観行政団体」へと移行いたしました。

平成25年4月現在におきましては、県内ですでに26団体が景観行政団体へと移行するなど、景観への関心が高まっており、地域の魅力向上や、活性創出においても、景観施策は非常に重要であると認識しております。ご質問にあります専門家を交えた景観ガイドラインの策定や、条例制定に向けた協議ということですが、第4次御宿町総合計画においても歴史、文化、自然等の調和を基本とした景観形成を進めるべくその方向性を示しているところでございます。

策定にあたりましては議員ご指摘のとおり、サインをはじめ、街灯や植栽、歩道や塀、御宿町に相応しい景観、デザインについて、適切なルール、基準等をまとめる必要があり、また制度を効果的かつ円滑に運用するためにも、関係団体や住民の方々等、幅広い意見集約が重要であると考えております。

アクションプランのゼロチャレンジ事業におきましても、平成26年度を目途に景観形成にかかる調査・研究を、掲げているところですが、現在でも、すでに花の植栽ボランティアや商工会を中心とした、海岸の椰子の植栽管理、更には、里山・里海保全やミヤコタナゴの保護・育成等多くの方々地域が景観資源の活用保全に取り組んでいただいております。

今後は、こうした方々の意見を含め、各議会常任委員会、都市計画審議会等の中で景観形成の具体的内容について、段階的かつ丁寧に検討を、進めて参りたいと考えております。

また、区域の範囲や基準等につきましては、成田山新勝寺参道や幕張新都心、館山市や大多喜町の街並み保全等、景観法に基づかない独自の景観保全施策を導入している事例もあり、景観計画や条例の制定にあたっては、こうした先進事例も参考にしながら協議を進める経過において、熟度や必要性等、専門家派遣を含め適時、適切に対応して参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。いきなりですね、町全体の景観条例、ということをやめるには大変な作業だと思います。そんな中でですね、まずやっぱり先ほども言ってますけど

も、海周辺ですね。ビーチフロント。この辺御宿はやっぱりなんと言っても海なんで、この辺のですね、やっぱり、特に夏になるとですね、どうしても海一流、景観三流くらいの感じにですね、昇り旗等含めましてなっちゃいますんで、その辺、まあ、ある程度海周辺のインフラってことで、景観条例とかをうまく国の制度を活用してできればと思います。その辺よろしくお願ひします。

関連しまして自然破壊、汚染を防止するルール作りということなんですけど、その辺に関しお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほど景観条例にてご説明いたしましたけれども、良好な景観を保全するためには、良好な生活環境の保全が切り離せないものと考えます。里山の自然環境の保全は元より、大気や水質の保全、不法投棄の防止や清潔な状態の保持、空地等の管理や動物の管理など、町民の皆さまの日常生活に関わる部分も多岐にわたることと思われまふ。環境保全に関わるルールについて体系立てて整理をしていくことも必要であると考えております。

観光に関わる様々な法令、県条例、町の環境保全条例や環境課題等の整合性等、調整も多岐にわたることと思われまふので、今後、検討を進めて参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） よろしくお願ひします。

海関連でもうひとつ。海岸地域の電柱が7本あると思うんですけど、これがですね、非常に良く目立つ。何十年も前から出てると思うんですけども、本当に良くない。

地下埋設をですね含め、その辺の電柱のですね、撤去作業できないものかと。この辺は景観条例があれば、またいろんな資金的な面でもあるんでしょうけどもその辺に関してですね、どういふことを今考え中か、その辺をお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 海岸にある電柱の地下埋設についてのご質問でございますが、現在、中央海岸に7本電柱が設置されております。

議員ご指摘のとおり、電線が景観に影響を与えていることは承知しております。

風光明媚な海岸に相応しくない、とのご指摘はもっともですが、これらの地中化には解決すべき問題が多々ございます。東京電力によりまふと、まず、関係行政庁の許可を受けたうえで地中化にあたり、共同管の埋設を町が行います。その際、砂浜ですので、管を埋めるだけでは安定せず、周囲をコンクリート等で補強する必要があり、状況に応じ独自の基準により施工する必要から、道路に埋設するより、高額な費用が必要とのことでございます。

また、現在電柱に設置している変圧器を、安全対策のため柵等で囲ったうえで、一定間隔で地上に設置する必要がある、これもかなり大きな物になるようです。更に、配電事故の際の復旧作業に要する時間、経費とも電柱方式が優れているとの事でございます。

いずれにいたしましても景観を阻害している事実は認識しておりますが、申し上げましたとおりクリアする必要のある課題がございますので、機会があるごと、東京電力と協議するものとし、引続き検討事項とさせていただきたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。まあ、東電さんはそういうふうな言い方をしたいと思いますけども、正直、アメリカのビーチがなぜ、日本人が旅行していいか。完璧にビーチと海水浴場の差がその辺にあると思うんですね。で、一流の海水浴場を目指せと云って、こんな、電線がありの、インフラが整備されていないような所では、一流になりようがないんで、その辺もですね、それは金のかかることですし、そんな中で、知恵を絞って、景観条例をですね楯にと言うか、それでですね、東電さんとですね交渉を進められればと思います。

まあ、その近くのことなんで、もうひとつ気になってる点なんですけど。

暗くて、入りにくい雰囲気トイレが、便所ですね。中央海水浴場の入り口にあります。何年前か前に、ある程度改装はしたと聞いてますが、今時ですね、こういう便所ですね。水洗にできないのであれば壊しちゃえと、個人的には思うんですけど、明るいデザインに変更、若しくは取壊しに関してですね、どうにかならないのかと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 中央海水浴場入り口の公衆トイレでございますが、昭和58年9月に竣工したものでございます。当時、水洗化も検討されたようでございますが、ご承知のとおり道路より低い場所に位置しまして、排水が困難なため、汲取り式で建設されましたが、平成21年度に簡易水洗式に改造いたしました。これにより現在では、水洗式と同様衛生的にご利用いただいております。竣工から30年を経過し、老朽化はもちろんでございますが、デザインの的にも、メイン海水浴場でもある中央海水浴場に相応しいものとはいえない状況であることは、議員のご指摘のとおりでございます。観光客に近代的で快適なトイレを提供し、御宿に対して、少しでも良い印象を抱いていただくことにより、再度の来町を含めまして、交流人口の増を図りたいと考えます。つきましては、有利な補助金等を活用しての改築・移築を前向きに検討させていただきたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。なかなかそうですね、微妙な答えももらいましたけれ

ども。いや、水洗じゃないですよ。これはちょっと今時は、ね、まずいと思うんですよ。ちょっと検討していただけたら、と思います。で、まとめてですね、この景観条例に関してですね、ちょっと町長ひと言ですね。どういう考えを持っているのか、ちょっとひと言お願いできますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘いただいておりますとおりですね。

景観の保持あるいは景観の創造ということは、御宿町が一番大切にしなくちゃいけないことであると思います。すばらしい自然をもっておりますので、そんなに多くのお金をかけなくても景観をきちっと保持していくことは、非常に大きな政策であり、重要な政策であると思います。その辺はきちっとですね、私も深く認識して、行政を執行していきたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 滝口議員、質問の途中ですが、ここで5分間休憩します。

（午前10時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時12分）

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） はい、引き続き質問させていただきます。

3番目の「今後のまちづくり」について質問をします。

町のホームページ、フェイスブック等について。デザインが古い、見にくい、画像の質の悪さ、システム化、情報が検索しにくい、えびアミーゴ、フェイスブック等お問い合わせのフォームもない。とにかく町のですねホームページ、これに関しましては、日々どこの自治体も進化していますので、ちょっと近隣から比べると、後れをとっていると思います。この辺に関してどうなのか、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ホームページについてということですが、現在の町のホームページは各課の職員の手作りにより、作成をしているところでございます。町のホームページにつきましては、町民の暮らしに必要な情報や、観光、イベント等の地域情報等、行政情報を多くの方に情報発信をしております。

その中でホームページは利用者にとって見やすくわかりやすいものであることが求められている

のはご指摘のとおりでございます。

今後、各課で管理しているホームページにつきましては、より一層充実を図るために、情報内容やわかりやすい構成等について。またいただいた今のご指摘も踏まえまして、協議、検討し、充実した情報提供に努めて参りたいというふうに考えております。

最近インターネット上でのコミュニケーションツールとして、フェイスブックやツイッター等利用者は増加傾向にあり、また東日本大震災では、携帯電話や携帯メールが利用できない中、ツイッター等での情報が有効であったということも伺っております。フェイスブック、ツイッターを使用した、素早く効果的に行政サービスを提供する等、デジタルメディアの活用が進んでいることから、今後、運用方法やセキュリティー対策等の運用、また人的な管理について先進自治体の、取組みの状況を参考に検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○10番（滝口一浩君） わかりました。この辺もですねお金をかければきりがありません。そんな中で徐々に作り直して行かなくてはならないと思うんですけども。

先ほど出ました、今、フェイスブックですね、担当課にやれってもなかなか、そんなにね、早急にという話ではないんですが、せめて今、僕も試してますけども、フェイスブック結構、効果あります。まあ、ツイッターもツールとしてはいいんですけど、ツイッターはサブですね。どちらかというとならフェイスブックは月の沙漠記念館とか B&G とかウォーターパークのですね、情報をですね、個人のアカウントじゃなくて、町のアカウントで、無料で登録できますんで、その辺からですね。入って見たらどうかと思うわけですが。その辺も踏まえましてですね、次の質問なんですけど。ホームページの運用費用ですね。光回線サーバーの運用に関して、どの位のコストが今かかっているのか。プロバイダー的なことは、数年前ですね、メールも含めまして町がやっていたんですけども、今は全く廃止になっていると思います。この世界、スピードが速いので、アウト送信を含めまして、シンプルな形で進めていけないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ホームページの運用の費用についてということでございますが、今、町では一般ユーザーが使用する回線ではなく、専用回線でホームページの接続、インターネットとの接続を行っております。この専用回線の接続費用につきましては、月々約 11 万円の回線使用料を支出しております。

また、ホームページ運用に付随する設備として施設公開サーバーやメールサーバーが挙げら

れますけれども、これらの保守経費は、月々3万3千円という状況でございます。これら経費につきましては、運用の職員等の人件等を除きますと月々14万円程度の支出の状況でございます。

○10番（滝口一浩君） その辺に関しては意外とコストがかかってないみたいですので、そうですね、やっぱりホームページの、徐々にですね、見直しをですね、検討していただけたらと思います。

次に昨年9月議会で、「これからの行政の役割はいかに協働やパートナーシップという考え方で大学や民間の組織、団体グループ、NPO等、住民と公益を目的にし、公を担う活動をしていけるということだと思います。」ということを行いました。

今、各地で協働のまちづくりが進んでいます。反面、コミュニケーションがうまく取れず、協働そのものの数を減らしてきていて行政と多くの壁があるのも事実です。とも言いました。

まさに最近ボランティア活動をしている方から費用面、らくだカードポイントのことでちょっと不満の声を聞きました。協働のまちづくりについて質問します。

現在9つの団体と協働のまちづくりということですが教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 協働のまちづくりのひとつの支援の手法といたしまして、平成23年から、らくだポイントカードによる、支援を行っております。

25年3月末現在で、9つの団体、個人が地域ボランティア活動支援事業の届出をされ、町かららくだカードポイントを付与をしているところでございます。

団体等につきましてはですね、「おんじゅく花の会」、「ほっとサロン」、「さくらワーキンググループ」、「ミヤコタナゴ保存会」、「どんぐり植樹ボランティア」、「ミヤコタナゴ環境ボランティア」、「NPO法人おんじゅくDE元気」の7団体と、個人では「公衆トイレ清掃」、「英語授業」の2名の方々ということであります。

こうしたらくだポイントの付与の対象となる事業につきましては、町が指定するボランティア活動ということでありまして、町が実施する事業に係る地域ボランティア活動については、町に届出がある団体と個人、商店振興や産業振興に係る活動については商工会、観光協会等に届出がある団体と個人、また福祉に係るボランティア活動については、社会福祉協議会に届出がある団体と個人、また教育振興に係るボランティア活動については、教育委員会や公民館に届出がある団体と個人としておりまして、町の各課等に事前に地域ボランティア活動支援届出を提出された団体、個人に対し、各課等がその活動を指定いたしまして、地域ボランティア活

動支援事業に位置づけ、実施要綱に基づき活動支援を行っているところでございます。

ただし、町や県等が行う他の補助や助成制度を受けているボランティア活動とボランティア活動により収入が伴う活動につきましては、この支援事業の対象外としておるところでございます。

○10番（滝口一浩君） ボランティアはボランティアなんですけども、よく僕も感じることは、片方では公を担ってるつもりが、町の方では、そうは思っていないような事も思われています。まあ、その辺が色々ですね御宿に限らず、協働ということの難しいところなんだろうけども、ちょっとこれは女性の方とか思うんですけど申請のですね、認定という訳ではないんですけど、申請の仕方みたいながですね、良くわからないみたいなどころと、公平性に欠けるような、ちょっとした勘違い、食違いみたいなどころなんですけど、その辺に關してもうちょっと広報して、納得していただけるような方向に進めていただきたいと思うんですけど、その辺に關してどうでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 対象とさせていただくのは、先ほどもご説明申し上げたとおりでございますけれども、活動が支援されないという方々が、お話があったということで、それについてはですね、この制度は23年度からスタートしており、今、ホームページには掲載しておりますけれども、再度、お知らせ版等で掲載してお知らせするとともに、各課にもそういった情報を改めて照会して対象となる活動を支援できるようにして参りたいと考えております。よろしくお祈いします。

○10番（滝口一浩君） わかりました。関連しましてですね。町内ボランティア団体はもちろんなんですけども町外の団体、大学の研究機関、公を担うのであれば、たとえば資料請求等があった場合とか、協働するべきと考えますが、その辺に關してどうでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 町内ボランティアの団体はじめ、町外の団体、大学の研究機関、こういった皆さんにつきましてもですね、先ほどご説明いたしました地域ボランティア活動支援事業に基づきですね、支援対象事業を実施する場合であれば、事前にご相談をいただき地域ボランティア活動支援の届出を行っていただけると考えております。

○10番（滝口一浩君） よろしくお祈いします。夏も近づきまして「今年の夏の観光の対策について」質問させていただきます。

この5月の連休の閑散とした町の状況を見れば、すでに夏の観光の状態がですね、ちょっと

どうなのか、ということ町内業者から囁かれています。イベント等対策をお聞きしたいのですがどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 今年のゴールデンウィークの状況でございますが、千葉県内の4月28日から5月6日の観光入込状況では、観光施設においては対前年度比4.3%の増、宿泊施設に措いては29.2%の増、その内、南房総地域においては観光施設12.1%、宿泊施設29.8%の増加と発表されております。

同時期の町の状況でございますが、トップシーズン前であること、大きなイベントの開催もないこと、何より今年は気温が低く、7日間平均最高気温19.2度と前年度の同時期、平均22.4度を大きく下回りましたが、町観光協会によりますと、宿泊に関し、対前年度比件数は133.3%、人数では116%と報告を受けております。

月の沙漠記念館の入場者ですが、前年度とほぼ同じで4人減の379人で行いました。なお、県の発表によりますと4月28日東金ジャンクションから木更津東ジャンクション間で開通した首都圏中央連絡道路の整備により、房総方面への通行量が昨年度比10%以上増えたとのことでございます。

ご質問の夏季観光対策でございますが、千葉プロモーション協議会による全県統一キャンペーンとして5月31日にJR横浜駅、6月8日に上野駅、昨日16日は西武デパート船橋店にて、えびアミーゴを動員した町の観光PRに参加いたしました。この後7月5日には埼玉県の大宮駅でのJR駅街頭キャンペーン、翌日の6日には群馬県太田市のショッピングモールにてキャンペーンが予定されております。これらのキャンペーンではパンフレットとともに御宿岩和田漁業組合の乾燥アラメの無料配布を行っております。

また今年は、千葉県道路公社が供用する九十九里有料道路の無料往復通行券を1,000枚購入いたしまして、これを観光キャンペーンで配布するほか、宿泊予約された方へおいでになる前に、宿泊業者が通行券を送付することによって、お客さまが来町の際に、ご利用いただく「がんばろう千葉有料道路利用観光振興事業」を行います。

これは、通行券の印刷費のみ町が負担しまして、道路使用料については、県が負担で実施するものでございます。

また夏のイベントでございますが、7月20日の海開きプール開きに始まりまして、8月1日に恒例の花火大会、8月23・24日にはビーチバレー大会を行うとともに、浜辺やプールにおいてじゃんけん大会等の小イベントを随時行います。内容や景品などは、まだ検討中でございます。

すが、いわゆるサプライズイベントといたしまして不定期に行いまして、町のホームページやツイッターによる告知を行い、御宿の夏を賑やかに演出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（滝口一浩君） わかりました。ある程度イベントは、例年通りということではありますが。

やっぱりどうしても、僕も感じるんですが、景気良くないです。で、やっぱり御宿としてのやっぱり夏ですね。もう昔のように正直戻れないと思います。そんな中で、努力して行かないといけないと思うんですけども、そんな中ですね、お客さまをですね、頭数だけ揃えるという質の高いですね、町にしていかないと、と思います。その点を気をつけて、イベントとかもファミリーとかですね、落ち着いた層の人をターゲットにして、こちら側が選別するような感じで、ターゲットを絞って努力していただけたらと思います。

最後にですね、今回の一番のちょっと気になってる点で時間を取らせていただきますが、まず議長に資料がありますんで、温泉宣言についての4月30日の朝日新聞の資料をですね、執行部と議員に配りたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） はい、了解します。

○10番（滝口一浩君） 資料配られたみたいなので、温泉宣言について質問させていただきます。

まあ、見出しだけ読まさせていただきますが。「湯を都会へ運ぼう。温泉街に人が来てくれのないのなら人がいる所へ温泉を持って行けばいい。」

まあ、こんな民間企業ですね、百億を売上げられる温泉企業主の資料を配らさせていただきました。

そこで今、問題になってる温泉宣言なんですけども、日本人なら子供からお年寄りまで、温泉は好きだと思います。宿泊施設にとっても付加価値として温泉があった方がいい。これは、私も認識しています。3月議会でも石井議員から温泉に関する質問がでていますが、僕自身、御宿の町長公約の温泉宣言については、疑問と違和感を感じてます。なぜなら、肝心な宿泊業者の盛り上げがないこと、今まで総務省の交付金事業から採択を受けました。だけで申請内容、事業計画の中身について全く肝心な事を説明を受けていない。そんなことで本当に町のブランドイメージを向上できるのでしょうか。

まずは経緯については、観光協会が温泉の配給体制を構築して、行政が温泉宣言を支援する。内容は、温泉を保有している会社から観光協会がタンクローリーで各民宿に配給するというこ

とですが。

まずはホテル旅館、年間民宿、約 60 件のうち何件の参加予定で補助金を申請したのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 御宿温泉まちづくり事業でございますが、本事業は、総務省が地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取組みを促進し、地域での経済循環を創造するため、事業化を前提に事業関係者の調整・支援を行う地方公共団体に対して、民間事業者等らに事業化段階で必要になる経費について助成を行うための交付金を、平成 24 年度補正予算に計上したもので、148 団体、191 事業の交付申請のうち、18 団体、18 事業が、第一次交付予定団体として決定されたことは、以前にお話したとおりでございます。

御宿町はいわゆる「温泉地」でないために、宿泊施設が容易にお客さまに温泉を提供することが困難でございました。

しかしながら温泉客のニーズには、温泉を求めるものが少なくなく、観光地としての魅力向上のため温泉は通年観光実現のため交流人口増加のための大きな要素であり、町の悲願でもございました。今回の本交付金が国において創設されましたので、以前から温泉事業を検討しておりました町観光協会に内容を説明し、事業の概要を取りまとめ、町を經由して御宿温泉まちづくり事業について交付申請を行いましたところ、関係者のご理解とご協力により 3 月 26 日に交付決定をいただいたところでございます。交付金の申請者でございますが、御宿温泉事業の事業化を前提に、事業者である町観光協会を支援する御宿町が、交付申請を行いました。

ご質問の補助金申請上の参加者数は初年度 10 軒、2 年目 20 軒、3 年目 25 軒でございます。

○10番（滝口一浩君） 参加者は予定ですよ。

○委議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 参加予定者数です。

○10番（滝口一浩君） 予定者数ですよ、わかりました。次にですね、正直、その何件の中の何件の採択を受けましたということは 3 月に聞いてますし、このことは別にどうでもいいんです。中身が問題なわけで、今後の事業計画はどうなっているのか、分かる範囲でお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） すでに軽自動車と温泉タンクを観光協会の方で購入しまして、当初 4 月から 6 月の 3 ヶ月間の試行を経て、温泉の販売価格や効率の良い供給方法を、タンク

ローリーの使用や供給先である宿泊施設の設備などを検証・決定し本格稼動に入る予定でしたが、温泉源との調整協議を重ねる中、計画が少々先に延びていると報告を受けているところがございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。時間もそんなにないので、その辺はまた追々ですね、質問する機会もあると思うんで先に行きますけども、今の段階でですね、何軒の参加者がいるのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 参加者数でございますが、現段階でも、まだ参加者を募っていないということで、今のところ参加者数の把握はしてございません。いずれにいたしましても温泉は圏央道開通に伴い、予測される宿泊客の減少に歯止めをかけるひとつの重要な要素と認識しておりますので、早期に事業実施に向けての協力やPR活動など支援、続けて参りたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） 課長も4月になったばかりで、この辺に関しては引継ぎなんで、課長の質問はここまでにして、ちょっとですね、僕も不安を感じるし、住民もね相当不安ですね、その辺に関しては質問があるんで、町長ちょっと質問をさせていただきます。

今ですね、軽トラを使って試行中と聞いてます。以前、足湯のサービスも僕も知ってる限りイベントで一回きりで道具も記念館の階段の上があったうえで、ほったらかしになってます。全く機能してません。参加件数、配給体制がうまくいかなかった場合でも、2トン車のタンクローリーは購入するのか、その辺をお聞かせください

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まず御宿のこの自然環境を生かした観光振興、産業振興をやってる訳でございますがその中で、その中に温泉という要素を取り入れることは通年観光を目指す町としては、非常にプラス要素だと考えております。

そういう中でこの度、国の総務省からの補助金が、採択されたと。非常に大きなステップに入ったと、一歩進んだということでございます。1,350万円というこの国からの補助金を、どういうふうにして活用していくか。それは計画申請の中に、タンクローリーの購入というのは入ってる訳でございますが、そういうなかで、御宿町温泉源は、現時点では2ヶ所ございますが、お湯を、そこからいただいて、各民宿に配布するという計画であります。この御宿町の目指す観光、通年観光。私も今、ご指摘いただきましたが、公約としてですね、温泉のまちづくりを掲げております。皆さん方のご協力をいただきながら、この公約を一步一步実現して参りたい。

この国からの補助金いただいておりますので、これはどうしてもね、前に進んで成功させなくちゃいけない。観光協会を中心に、お一人おひとり皆さん方、宿泊業者の皆さん方とのご協力をいただきながら、ぜひこの政策を前に進めて、成功に導き、町の活性化に寄与して行きたいという考えでございます

○10番（滝口一浩君） わかりました。それは最もなことです。

僕の心配していることは、事業計画の甘さをちょっと指摘してる訳なんですけども。

次の質問なんですけど、源泉掛け流しの温泉があたり前の時代に、聞いている範囲ですと、源泉を4倍から5倍に水道水で薄めた温泉で、これ、お客さまは納得するのでしょうか。源泉元も薄めることを承諾しているのでしょうか。今まさに本物志向の時代で必ずこのことは先に公表しなければならないと考えます。この辺に関してどういう認識であるか。これ法律で認められてるということなんですけども、普通に考えたら、温泉は温泉なのかもしれないけど、宣言をするということは大きなことなので、ちょっとその辺に関してお聞きしたいと思うんですけど。どうでしょうか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 温泉水の希釈については4～5倍程度に薄めることは問題ないと伺っています。

また、議員ご指摘のとおり温泉愛好家の間では、掛け流しがされているかどうか温泉を楽しむ要素として着目されておりますが、温泉法によりまして、施設内のわかりやすい場所に温泉成分等表示義務がございまして、水を加える場合はそのむね、表示していただくことで利用者に公表されるもでございます。

○10番（滝口一浩君） ちょっと、まあ、納得しませんが、先に行きます。

正直、今、日本全国どこでも温泉なんですよ。温泉宣言して通年観光といいますけど、今の御宿の民宿のスタイルに、この施設に温泉だけ入れて、本当に通年観光が実現できるのでしょうか。温泉宣言で、すごい重たい言葉だと思うのですが。その辺はどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 一昔前の施設に温泉だけ入れて、というようなご趣旨だと理解させていただきますが、参加の宿泊施設におかれましては、温泉効果を最大限にご活用いただきまして、それで集客ができれば経営環境の改善につながります。これによって、必要があれば新たな設備投資により、施設を近代化するなど、良い循環ができるものと考えております。

○10番（滝口一浩君） まあ、これも納得しませんが、同じような質問になっちゃうんで、

最後の質問をさせていただきます。

これは事業です。成功もあれば失敗もあります。足を引っ張るつもりは毛頭ありません。町長はいたる所、会合で「温泉宣言」と自信満々に言ってますが、その考えはちょっと甘くないんでしょうか。

観光協会借入れを含め、1,350万円の事業を行おうとしているわけですが、宿泊側の設備投資の問題もあります。衛生上のジオネラ菌の問題もあります。クリアできてない問題は、まだまだあると思います。そして何より総務省への交付金申請は町があげました。

事業計画が順調に行かなくなった時、観光協会の責任だけで済むのでしょうか。先ほどお配りしました4月30日の朝日新聞です。温泉事業で成功した社長の記事が載ってます。ぜひこの社長の時間があったらレクチャーを受けた方がいいんじゃないですか、ということ言いたい。

一部、読まさせてもらいます。「温泉街が寂れて行くのを間近で見してきた。食事も宿泊も型はまった「1泊2食」は旅館には都合がいいが、旅の主流が団体から個人に変る中で、時代に合わなくなっている。そう考え、様々な層の個人の視点を大切にしてきた。」

まあ、正直、何ていうんですかね。事業計画に大人とですね、子供くらいの差を感じます。最後にですね、ぜひ頑張っていたきたいと思うんです。で、大切なことを言いますけれども、お客さま視点で考える、また来たいと思ってもらう。という言葉を重ねてもらいたい。以上で質問を終わります。(拍手)

○議長(中村俊六郎君) 以上で、10番、滝口一浩君の一般質問を終わります。

(午前10時43分)

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長(中村俊六郎君) 続きまして、9番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

(9番 瀧口義雄君 登壇)

○9番(瀧口義雄君) 9番、瀧口です。

議長の許可がありましたので一般質問させていただきます。多少順番が変更すること、議長よろしくお願います。

質問の主旨は3月に策定されました多くの住民、議会、行政が一体となって創りあげた10ヶ年総合計画、また5ヶ年のアクションプランに基づき、「笑顔が膨らむ町、住民が希望を持ち、住んで良かったと思う町づくり」の一助となればと思っております。

そういうなかで協働の町です。住民はその立場でできる限りの協力は惜しまないでしょう。

また伝統文化を育成し、政道披露が起こったものはその時代にあったものに変更をしていくと、提案型の議会活動を心がけていきたいと思います。

立場は違え安心して楽しく暮らしたい。また協働の町づくりのなかでそれぞれの立場で、応分の負担と協力をして町づくりに臨んでいると思います。

そのなかでまず、この7月4日公示、7月21日投票予定の参議院選挙が新しくネット選挙に変わります。この事について最初にお聞きします。

まずネット選挙とは何かと。それとこれはどういうふうに変っていくのかと。特に候補者と政党については結構です。有権者が、今までの選挙と何が違うのかと。

またネット選挙に関して選挙管理委員会が、どう広報していくのかと。また組織の改編はあるのかと。また具体的に、有権者がフェイスブック、SNS ですね。これで対応どうなっていくのかと。簡単に言えば、具体的に言っていただければと思うんですけど。

ツイッターを使ってA候補の写真を撮って依頼というのは大丈夫なのか。あと写メで候補者等々、ポスターを撮り友人に投票依頼は可能なのかと。いろんな問題が出てきますけど、なかなか今の状況では理解しがたいものがあるし、都で今、選挙を行っていますけれど、あれでも警告が出ています。そういうなかで分かりやすく、具体的にお答え願えればと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まずご質問のネット選挙とは何かというご質問ですが、インターネット等が普及し、選挙運動期間中における候補者の情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、公職選挙法の一部を改正する法律が平成25年5月26日に施行され、次の、参議院議員通常選挙からインターネット等を利用した選挙運動が解禁されます。

これは今までの公職選挙法における選挙運動期間中の選挙運動のために使用できる文書図画の頒布、掲示の規制の一部を解禁する、というもので本改正が施行されますと、通常の従来の選挙運動を禁止されてるものを除きまして全てのものが、一定のルールの上に、ウェブサイト等を利用する方法のうち、電子メール以外の手段を利用しまして選挙運動をすることができるようになりました。具体的にはホームページ、ブログ、掲示板、ソーシャルネットワークのサービス等を利用した文書図画による選挙運動が可能となります。今まで選挙運動に入りますと候補者や政党が自分のウェブサイトやブログ等の更新をすることができませんでした。今後更新はもとより、政権や演説会での案内、活動の様子等を掲載できるようになりました。これによりまして有権者のみなさんは候補者等の情報を、今まで以上に得ることができるようになりますので、適正な判断、および投票につがるものと考えております。

先ほど「電子メール以外の手段を利用して」と言いましたが、電子メールを利用する方法による選挙運動は候補者、政党等のみに認められておりますので、候補者等以外の有権者が選挙運動に関わる電子メールを転送を含み、送る事はできません。ネット選挙の改正は文書図画による選挙運動となり、誹謗中傷、虚偽事項等掲載した場合は今まで同様に処罰され選挙運動中ウェブサイトの改ざん、他人のパスワード等利用した場合についても処罰を受けることとなります。

これらについて今、現在、総務省のパンフレットを町のホームページに掲載している他、総務課、公民館、社会福祉協議会等の窓口で頒布しております。今回のネット選挙の解禁における有権者のみなさんは、候補者等の情報を得る手段が増えた一方で使い方によっては、先ほどご指摘があった様に、違反や犯罪に関わる部分もございますので、今後パンフレット等を全戸配布、また広報等で周知を図って参りたいというふうに考えております。

ご質問の中でですね、ネット選挙に関して選挙管理委員会や機構組織の変革はあるのかと。いうご質問ございましたが、現段階では公職選挙法の改正に伴う機構組織の改編の予定はございません。しかし、今後のネット選挙の運用等について、有権者への周知方法はじめ、取扱いについて研究、検討をして参りたいというふうに考えております。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。住民にというよりは、有権者に対して、広報いってまずけど、具体的にどういう形でいくんでしょうかね。

たとえばツイッターいけない。あるいはウェブいけないとか。その辺わからない。と、もうひとつは一番肝心なのは、基本的な話なんですけど、ネットで投票はできないと。これが一般の人はネットで投票ができるという人が、多々いるということ聞いております。現状はそういう個人のものが、なかなかデータがない中で、難場制が成立すればそういう時期も来るのでしょうが現状では一番大切な事はネットで選挙できないと、それとそういうネットを使って有権者が友達に選挙依頼する事もこれは違法だと、ウェブサイトでも違法なんじゃないか。その辺ちょっと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

（発言が続く）

○9番（瀧口義雄君） 一番肝心なのは政党、候補者はそれはもう十分に理解してると思うんですけど、ウェブサイトと、SNS ですね。これはこの図を見るとオーケーの話になってて、電子メール、有料ネット広告がこれが一般有権者がだめだという、判断してるんですけど、その辺でツイッターとか一般の人には良く分からないと思うんですけど、その辺の仕分けをどう

ですけど。どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○総務課長（木原政吉君） まずですね、議員がおっしゃるように、たとえばネットを利用してですね、税は申告できるというような確定申告ですね。それと同じような誤解があつて、一番感じた事はですね、ネットで投票できるんじゃないかと、というような誤解される方がまず多いんじゃないかというようなことを、内部でも話してます。これはできません。

まずは今までの選挙とネット選挙、何が違うかという、立候補者においては一定のルールの基にウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法により選挙運動ができる。候補者ですね、政党、具体的には…。

○9番（瀧口義雄君） 課長、候補者、政党はよろしいですよ。ここは御宿町議会ですから、有権者がどうそれに対応したら良いのかということです。

○総務課長（木原政吉君） 有権者においては、候補者の選挙運動に関わるウェブサイト等を閲覧することによって、候補者情報を今まで以上に確認するようになりました。また、先ほども申しましたが電子メールを除くウェブサイトに取り入れて、意見交換、候補者の応援等が可能になりますが、インターネット等の画面を印刷して配布することや、受信した選挙運動用電子メールを転送することは違反となってきます。

情報を得やすくなりますがその反面取扱いについてやはり注意が、当然必要になって来ます。まだ現状ですね、国からの詳しい説明もなく、長や議員の選挙も実施されてないので、これらについては充分注視して、住民について、さまざまな方法で周知して参りたいとそんなふうに思っております。

○9番（瀧口義雄君） まあ、初めてのネット選挙ですから、これでどうのこうのはない。今後、参議院の選挙を見て改定されていくと思いますけど、一言、端的に言えば情報は得ることはできても、これでネットを使って有権者は選挙応援、選挙依頼はできないと。

この1点でよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○総務課長（木原政吉君） それもですね、いろいろ厳しいといいますが、分かりにくいところがありますけど。まずは電子メールはだめだということと…。

○9番（瀧口義雄君） いや、課長、何が良くて何がだめなんだということをはっきり言っていただけたら、あなたの言ってることを聞いてたらね、こちら側にいる人も傍聴人も全くわからない。だから具体的にお答え願いたいって言ったのは、何が有権者に適合してもう一つは

違反になっちゃうと、具体的に言っていないでいいでしょうか。

情報を得れるということはわかりましたから。すみません。

課長、いいですか、答弁できますか？

できなかつたら、後でもこれ結構なんですけど。

じゃあ、これは休憩が入った後で結構ですから。選挙に関わる事ことなんで、大変問題があります。正確にお答え願えればと思っています。

議長、それでよろしいですか。

(議長「はい」と答える。)

じゃあ、ネット選挙に関する具体的な例、何が良くて何が悪いかと言うのは、休憩を挟んだ後にお答え願いたいと思います。

じゃあ、次に移ります。補助金の運用についてお聞きします。協働のまちづくりを標榜している御宿町です。そういうなかで補助金の交付事業は住民の生活、または団体の活動において大変有効に働いております。以前、交付対象は公共性の高い事業、たとえば観光協会、漁業協同組合あるいは農協等々にありましたけど、環境問題では、コンポストの補助、生ごみの処理機、合併浄化槽、また最近ではソーラーパネルの補助金の交付対象が、団体から個人へと移行しております。

そういうなかで一般的に、お答え願いたいのですが、まず初歩的な質問ですけど負担金と分担金と補助金の違い。

それと補助金交付の申請から決定までの流れ。交付金は申請者、個人、団体ありますけど自身で使用するのが正常なのかと。

それと、課長からひとつもらって補助金要項についての説明文は頂いておりますけど、議会というなかで、本当に初歩の話なんですけれど、お答え願えればと思っています。

あと続けて、1問ずついきますか。じゃお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず1点目は、負担金、分担金、補助金との違いというお話ですけども、負担金は一定の事業につきまして、特別に利益関係を有する者が、その事業の施行に要する経費の全部又は一部をその事業の施行による受益の程度に応じて、負担するものとされておるものがございます。また一定の事業について財政政策上の見地からその経費の負担割合が定められている時に国・県と地方公共団体、また地方公共団体の間でその負担区分により、定められた割合により負担するものとされております。

分担金につきましては、地方公共団体が課する受益者負担の一種で地方公共団体が行う事業によりその一部に対し利益のある場合、その事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者からその受益の限度において条例に基づき徴収するものとなっています。

また、補助金につきましては国から地方公共団体や民間に、また地方公共団体から他の地方公共団体や民間に、行政上の目的をもって交付をするものでございます。地方公共団体が行う補助金については、公益上必要がある場合において交付することができるとされております。

それから、補助金の申請から補助金交付決定までの流れということですが、補助金等交付に関する基本的な事項は、補助金等交付規則に規定をされています。このなかで補助金の交付を申請しようとする者は、申請する者の住所、氏名または名称、補助事業等の目的や内容、事業計画、交付を受けようとする補助金等の額等を記載した交付申請書を提出することとなります。

この申請があった時には、この申請のあった事業が法令に違反しないか。また補助事業の目的や内容が適正であるか調査し、交付をするかどうかを決定をします。交付を決定した際には申請をした者に決定したことを通知をします。その後、補助事業の内容に変更がある場合につきましては、理由を付して変更申請を行い、変更の承認を受けることとしています。

補助事業者は補助事業が完了した場合には、補助事業の成果などを記載した補助事業等実績報告書を提出をいたします。この補助事業の実績報告書を受けた場合は報告書等の内容を審査し交付すべき補助金等の額を確定し、申請者に交付額の決定についてを通知をいたします。この通知を受けました補助事業者が補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を提出し、補助金等の交付を受けることとなります。

交付金の申請者につきましてはですが、該当する補助制度の対象者、補助事業等を実施する者が補助を受けようと申請をするもので、補助金を交付を受けることが通常かと思えます。

○9番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そのなかで、申請は事業、ソフトとハード、そういうものがありますけれど、これが着手する前なのか途中でいいのか。

もうひとつ言えば、申請するあるいは申請する事業、完成しても可能なのかということですね。3番は答えていただきましたけど、申請者自身が使うと言う事でこれはよろしいですね。

（「はい」とうなづく。）

はい。それでは、今、言われましたどういう時点で申請を受け付けるのかと。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 申請の時期というお話ですが、補助金と交付規則におきま

しては補助金の交付、申請、決定等に関する基本的な事項を規定しているものでございまして、補助金等の交付の申請をする者は事業の目的、内容等を記載し申請する事とされておりますけれども、その時期については明確に規定をしてはございません。

また事業完了した後の申請についても、補助金交付規則には同様に規定がございません。

こうしたなかで総務省等に寄せられた質疑に対する応答事例や想定問答などをまとめて編集し発行されている地方財務事務提要にこうした取扱いの考え方が記載をされております。

このなかでは補助金の交付については、具体的にはその補助金等の交付要綱などで決められる採択基準に適合しているかが補助対象、補助金交付に当たっての判断の基準となるものとされております。

従いましてこうした採択基準としている事項がですね、そうしたタイミングそれぞれのものについても対象とする規定をもつ場合につきましては、適合し、補助対象となることが想定されるものでございます。

○9番（瀧口義雄君） ちょっとその辺ですけど、要するに補助対象になるかどうかは行政側の判断と、いかようにもできるということの解釈でよろしいんですか。事業完成に向けての補助と、いう観点でいるんですけど。完成した後の運営に関しても出していくと、事業を完成するために補助金を申請してると。で、その事業が完成してもその補助事業が生きてると、いう感覚でよろしいんですか。今の説明は。

ハード面に関してなんですけど、ソフト面はまた別の話で。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 先ほど申し上げましたけれども、補助金等の交付については具体的にその補助金等の交付要綱等で決められる基準によって、採択されるということでございますので、そうした補助金の採択基準となります補助金等の交付要綱でどのように定められているかという事が基準になるかと思えます。

○9番（瀧口義雄君） あの要綱は失礼ながら、あなた達がいかにようにも作れるんですよ。決まった要綱がないというなかでその事業において、その補助申請があった場合、適合格かどうか判断して要綱を作っているから、要綱は条例で定めるものじゃなくて、あなた達が内規で定めるものですから、それはいかようにも作れると、いうなかで決まりがないと。着手前から、事業途中から、事業完了してからとそれも決まりがないと、規定がないというなかでその辺の不備があるのではないのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 補助金の交付につきましては、予算執行を伴うこととなりますので、こうした予算の説明、予算を計上させていただきなかなかですね、一定の基準等についてご説明をさせていただくということだろうと考えています。

○9番（瀧口義雄君） あの、規則の制限についてペーパーいただいておりますけれど、充分承知しておるなかで、じゃあ、ちょっと具体的にお聞きしますけれど、亀田の補助がありましたね。これは町の単独事業なのかどうかと。どちらでもいいんですけど。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 亀田医療大学に関する助成事業に関しましては、2年前の平成23年…。

○9番（瀧口義雄君） いや、課長、単独事業かどうかで結構なんです。
あの一。解説はご遠慮願いたい。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） あ、そうですか。
(9番、瀧口義雄君「はい」と答える。)

当初の計画から申し上げてですね、ご存知のように平成23年6月23日…。

○9番（瀧口義雄君） いや、課長、全部議員、分かっていますから、単独事業かどうかという
ことでお答え願えればいいですよ。

解説は大竹課長がやっていますから。あなたの所管として、これは単独事業かどうかという
質問、1点だけです。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） はい、広域の共同事業という取扱いのなかからは外れては
おりますので、町の事業としては単独の事業というふうな位置付けはできると思います。ただ
今までの経過から見ますと共同で処理する事業というような認識をしています。

○9番（瀧口義雄君） そこまで言っちゃ、課長、おかしんじゃないですか。
共同事業じゃないと、言いながら共同認識をもっていると。予算出すのは町ですよ。広域に出す
話じゃないでしょ。広域に出すときは広域の事業、町が単独で払うんでしょ。これは単独事業
じゃないと。

意識は共通していても事業としては単独事業でしょ。それははっきりした方がいいですよ。町
のお金を使うかも知れないんですから。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） はい、ですから先ほど申し上げてますように、今までここ
に来た経過というものを

(9番、瀧口義雄君「経過は結構ですって言ってます。」という。)

踏まえますと…。

○9番（瀧口義雄君） 経過は否決されて終わってるんですから、それを事業は事業自体が消滅してるんですよ。あなた、事務局にいたから良く分かっていると思うんですけど、議案として否決されたものはそれで終わってるんです。終わってるものを引きずっちゃいけない。だからこれは単独事業かどうかという判断だけあなたはすればいい。それはこちら側の判断なんですよ。あなたが判断する案件じゃないんですよ。

その辺はよく間違えないでください。

大竹課長、これは単独事業という形で位置付けでよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） これまでの経緯等、踏まえたなかでの判断になるかと思えます。

○9番（瀧口義雄君） うん。もう一度。

○企画財政課長（大竹伸弘君） あの、今の担当課の方ですね、これまでの経緯を踏まえたというなかでの判断になると思います。

○9番（瀧口義雄君） 判断って何ですか。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 国庫補助事業か、事業じゃないかと…。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと判断っていうのは何ですか、単独事業なのか広域事業なのか。それを聞いてるだけです。

○企画財政課長（大竹伸弘君） これまでの経緯があると思いますので、そちらは保健福祉課の方の考えを…。

○9番（瀧口義雄君） ちょっとはっきり言って。

○企画財政課長（大竹伸弘君） これまでの経緯があるようなお話をお聞きしてますので、その辺は考え方を保健福祉課の方で…。

○9番（瀧口義雄君） 考え方じゃなくて、単独事業か広域事業かって聞いてるんですよ。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 今回のですね、事業自体というふうな位置付けということがございますが、やはり財政支援という考え方のなかからですね、今までの経緯、経過というものを我々は重んじて、それに準じてですね、考え方を整理してるというところがございます、一般的に先ほど議員がおっしゃった交付要綱、「お前ら勝手に、事務局の方でいかようにも。」というお話がございますけれども、要綱に付きましてもですね、今後、教育民生委員会協議会

においてもですね、そういった素案を見ていただきながら…。

○9番（瀧口義雄君） いやあ、課長悪いんですけど、余分に話をそらさないでいただきたい。これ単独事業かどうかって聞いているだけなんですよ。

○議長（中村俊六郎君） じゃ、ここで5分間休憩します。

（午前11時10分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時24分）

○町長（石田義廣君） 議長。

○議長（中村俊六郎君） ちょっと。町長、ちょっと、待ってて。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと、先ほどじゃなくて、続きですから。私にやらせてください。一般質問の中で。

○議長（中村俊六郎君） 答弁はいらないですか。

○9番（瀧口義雄君） 答弁の前に言うことがあります。よろしいですか。議長。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと、先ほどの話なんですけど、やっぱりはっきり答えてくれなきゃ困るってのは、これがどうのこうのじゃないんですよ。自分達がちゃんと言ってることに対して、忘れたって言うんならそれでいいんですけど、24年の6月の議会で石井議員の質問に対して、「この事業は単独事業なのか、共同事業なのか」という中で、多賀課長ですよ。議事録ですからね。保健福祉課長多賀さんです。「はい。現在は単独事業です。町が単独ということでございます。」以上ですからもう答弁は結構です。答弁はいりません。

○町長（石田義廣君） 非常に重要な事なんで私が一言申し上げさせてあげたいと思います。

あの、単独事業と言った時にどのような事を意味するのか。たとえば先ほども言いましたけど経過があります。経過とは何かと言いますと、前から説明させていただいてる通りですね。広域市町村圏事務組合におきまして、広域の議員さん協議会、あるいは私達の地域の首長の会議の中でですね、亀田病院、亀田サイドの方からですね、正確にはこの要望書については学校法人鉄蕉館また医療法人鉄蕉会から要望書がでてきている訳でございますが、そういう中でいすみ…。あの…。

○9番（瀧口義雄君） 町長簡単に言ってくれる？時間がないんで、それよりこの時間を後でください。

○町長（石田義廣君） 金額とかですね、それは広域の中で承認されている訳ですよ。だから単独事業と言った時にそれはもうゼロになって、いくらでもいいんだという解釈にはなりません。はい、そういうことです。

○9番（瀧口義雄君） はい、わかりました。

それに対して一言申し添えます。亀田医療大学がいけないとか、そういう話ではないんですよ。あの事務上、手続き上の話なんです。私達は大学ができればそれは大変いいと思っています。それと亀田病院も大変地域でご厄介になってます。それとこれとは補助金の対象はまた別の話でございます。と言うのは広域議会に最初に諮りました。これが、それは事実ですね。そういう中で広域の条例に基づかないという中で、広域で議論にもならなかった。議題にもならなかった。議論にはならなかったと思います。

議題にならなかった。賛成、反対ならこれは議題になったというんですけど、これは門前払いになった案件なんです。門前払いになったという事は広域の土台に乗らなかったと。それが生きてるという事はありえないという事で、だから単独事業という判断は正しいんです。正しい事をやっているんですよ。それをまた広域に戻すという話をしたら広域自体が拒否したと、いうものを持ってくる継続性、合理性そういうものが無いんですよ。だから多賀課長が答えた単独事業というのが正解なんですよ。そういう中で町は判断したということです。

それには負担率が広域でダメになったものを、土台に乗らなかったものを持ってきたことを自体、また8,500万のこの算定基準が出てないと、いうことに議員が疑問を持った中で、再度提出しても同じようなものではダメだと。ね。御宿高校の購入の時は条件が違ったから不再理にはならなかったと。5年という短縮があったと。金額も変わったと。条件も違えた。いう中で提案ができた。これは提案がそのままそっくり同じで負担率の計算とか、そういうものの説明が合理性に欠けると。

誰しもそこにいるこちら側の方は、広域的なもので議会みんなはきっと大学の補助をしてあげたいという気持ちはあると思うんですけど、その辺の合理的な説明をしないとなかなか難しいと思います。これ、あえて一言付け加えておきます。

○町長（石田義廣君） 議長。答弁させてください。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと待って下さい。この話は終わってますから。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君）　今ですね、おっしゃられました瀧口議員さんのですね、ご指摘と言いますか、全く私は理解と違いますけど、非常に認識としては違います。妥当ではないと思います。なぜかって言うと…。

○9番（瀧口義雄君）　じゃあ何が妥当じゃ無いんですか。

○町長（石田義廣君）　門前払いじゃありません。

○9番（瀧口義雄君）　だって議題にならなかったじゃないですか。

議題にならないものは門前払いですよ。

○町長（石田義廣君）　議題にならないけれど門前払いじゃありません。

みなさんの合意が成り立ってます。

○9番（瀧口義雄君）　合意が成り立ってるんだら広域の事務事業として全部でやればいいじゃないですか。合意できなかった。要するに条例でできないものをあなた達はやろうとしてるんだよ。僕らは条例上、そういうものに基づいてやっていただければ、決して広域に議会の人は反対しなかったと。

広域でできないもの。合意できないもの。議決案件にならないもの。だから地元に振ってきたんでしょ。だから単独事業と言った多賀課長が正解なんですよ。

そういう気持ちは分かりますけど、合理的な判断しなさい。だめですよ、町長。悪いんですけどこれで時間潰したくない。議長、後で時間ください。

○議長（中村俊六郎君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　今までの説明の中にもございましたけど、共同で処理する事務に、事務という内容がですね広域の中に規定の中に入って無かった。ですからみなさんのご意見を伺う中でひとつの形として、各市町村のご判断に任せましょうと。ご判断で予算提案してくださいということになった訳です。

その内容については先ほど申しあげました広域全体には…。

○9番（瀧口義雄君）　だからそれは単独事業じゃないですか。でしょ。

○町長（石田義廣君）　ですから…。

○9番（瀧口義雄君）　地域で判断してくださいって言ってるんだから地域の単独事業で、広域でできないものを、本来なら地域でできないものを広域にもっていくんですよ。

これが現状なんですよ。ね。広域でやった方が効率がいいという形のものが広域事業なんですよ。ね。広域に投げてくる自体、本来、間違ってたんですよ。そういう中で単独で、これは寄付金として補助金として町が出す分には全く可能だと思います。

ただ、広域の気持ちは分かりますけど、議題にならなかったと。これは事実なんですよ。

あなたがいくら固執したとしても、広域の議案にならなかったと。気持ちはひとつの気持ちでオリンピック協賛しましょうというのと同じなんですけど、これは町の予算を使ってひとつの事業をやると。その辺の勘違いをしちゃだめですよ。これは公金を出すんですから。町としてはそういう提案をして議会の方では負担率とか、8,500 万の根拠はあやふやですよという中で否決したんです。

そういう中でちゃんとそれが合理的に説明されれば、誰しものがこれに対してノーとは言っていない。その辺のものははっきりさしてくれれば、これは大丈夫だと思いますけど。

今もって8,500 万と同じ負担率でこれがきたら、それはなかなか難しいんじゃないかなと。

○町長（石田義廣君） 議長。

○9番（瀧口義雄君） 議長、悪いんですけどこれで議論する気はないです。

○議長（中村俊六郎君） （9番 瀧口義雄君に対し）これが最後だ。石田町長。

○町長（石田義廣君） 単独事業、これだけ言いたいんです。単独事業でいったからと言って各市町村で金額を決めて助成する事ではない。

○9番（瀧口義雄君） 気持ちは分かると言ってるじゃないですか。

○町長（石田義廣君） この広域という会議それを重視してもらいたい。それだけです。

○9番（瀧口義雄君） 重視してますよ。あの広域は本来なら逆の立場なんですよ。地域でやるよりは広域でやった方が効率がいいという中で、あと何町かにまたがる事業に対して、そりゃ広域なんですよ。これが広域にまたがる事業ですか。事業でないから広域はお断りしたと。単純明快な話じゃないですか。で、誰しもこちら側にいる議員の人は学校ができちゃいけないなんて思ってる人は一人もいません。ね。大学が出来て地域に貢献していただけると、それは大変すばらしい事だと思ってますよ。ただ提案の仕方が悪かったと。それだけの話ですよ。後で20分下さい。ここで議論する気はないですよ。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） そうではなくて、教育民生委員会協議会で、今、協議をさせていただいておりますので、またその席で協議をお願いしたいと思います。

○9番（瀧口義雄君） 議長、20分ください。

（笑いが起こる。）

○議長（中村俊六郎君） それはできない。

○9番（瀧口義雄君） できないならちょっとひどいんじゃないですか。

ちょっと、いかがわしいと思います。

それでは続きに戻ります。申請者が、補助金に戻ります。申請者が第三者に迂回交付した場合、これは適正かどうか。

これ補助金に戻りましたから。あともうひとつは、だいたいこの単年度で行きますけど、

2ヶ年の継続事業というものもありますけど、この単年度決算した場合のこの状況ですね。まあ事業には多種多様なものがありますけど、決算報告、監査、検証はどうしているのかと。

また補助実態を所有をしてない、あるいは管理をしてない場合の交付を受けたケースの場合。また交付目的、人が使用してなかった場合どうするのかと。はい。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい。申請者が第三者に対して迂回をすることは…。

○9番（瀧口義雄君） ううん、もっと前からでしょ。

質問書出してあるでしょ。ハからですよ。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい、補助を受ける申請者が。

○9番（瀧口義雄君） 申請の実態がないでも交付するのか。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい、こちらにつきましては先ほど補助金等交付規則の規定によりまして、補助金の交付を申請した目的、内容、補助金の額等を審査し交付を決定し、交付を行うこととなりますので、補助事業等の対象となる実態がない場合には交付決定の修正や、取消しがなされるかと思えます。

それから第三者に対してのということですが、町がですね、国や県の補助を受けて補助事業者に交付する間接補助等というものがございますけれども、補助金等の交付の申請をし、交付を受けるのは、通常補助事業を実施する補助事業者であり、補助事業等を行う者に補助金を交付金することとなります。

○9番（瀧口義雄君） あと、6の決算、監査、検証。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい。こちらにつきましてはそれぞれの各種助成制度の交付要綱等の規定に基づき、補助事業者等に補助事業等実績報告書や収支決算書等の提出を受け内容を審査、確認を行い補助金の額を確定し交付することとなります。

また、補助金については概算払いができるということになっておりますので、こうした事業につきましても概算払いを行った際には、完了後に精算をする事とされております。

○9番（瀧口義雄君） 7。財政課長 はい。

これには要するに実態、あるいは管理ですね。所有を管理してない場合の交付を受けたケー

スはどうなるのかと。それは補助金要綱の16条適応するという形によろしいんですか。

○企画財政課長（大竹伸弘君）　　そうですね、16条、17条です。

○9番（瀧口義雄君）　　で、よろしいんですね。はい。ありがとうございます。

そういう中でちょっと具体的に入って行きたいと思えますけど、先月ですか。6月23日に町の両監査委員が、防犯灯補助に関しての指摘があったと聞いております。私も御宿台行政区立ち上げには当時の井上町長、吉野和美総務課長、また亡くなった人と、こう、共に汗をかいた思いがあります。そういう中で3年前ですか。10周年記念も行われました。

新しい町が新しい形で、特に高齢者が多い町で大変、そのいい形で進んでおると思っています。そういう中で、この補助事業は補助事業として適正にこう処理していかなきゃいけないという中で、議長の諮問機関で調査委員会も立ち上げもできましたなかで、まず実態についてお聞きしたいと思えますけど。

総務課長、御宿台の防犯灯、街路灯に関してアバウトで結構ですけど状況。それと移管上、LEDについても、その町の費用でやったということのその後の手続きと管理、合意書と、それと電気代の負担。それともうひとつは現状の四者協定の中で、それをどうやって、どこの条例の中で処理していったのかと、それと四者協定に対する概念を再度お聞きしたいと思えますので。まとめてお願いします。

○議長（中村俊六郎君）　　木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君）　　それでは、ご質問に沿ってお答えします。

御宿台に防犯灯、街路灯が何基あるのかというご質問がまず一点ございまして、街路灯については102基、水銀灯については21基、防犯灯は576基となっております。

○9番（瀧口義雄君）　　ちょっともう少し声を大きくしてやっていただけないでしょうか。

○総務課長（木原政吉君）　　街路灯102灯、水銀灯21灯、防犯灯576灯でございます。次に6月現在で、町に移管された防犯灯は何基かということでございますが、23年度までにLED100基、24年度に55基、計155基でございます。

それとあのこの移管の関係ですね。これについては23年度までの100基については当初は全面改修は町、また管理については西武プロパティーズという条件で移管を受けております。

24年からは防犯灯のLEDに変わりましたので修理は町が持つということで、改修修理は町、日常の管理については西武プロパティーズという合意の中で移管を受けております。

合意にかかわりましては、四者協定の要ということでございますが、四者協定の中では、防犯灯の移管に関する条項はございません。四者協定では四者協定第7条、「公共施設の移管及び管

理第2項で開発業者、西武は開発計画に基づいて整備した施設のうち、公共的な道路、公共的な広場、公園及び緑地、排水施設について速やかに移管すること」となっております。

また条件付きでご承知のように下水処理施設については、町が公共下水道を返すまでは、西武の費用負担において管理運営にあたる事になっております。防犯灯につきましては御宿台の利用者が、土地等を購入する際に契約される御宿台土地売買契約書または、御宿台建売住宅売買契約書により、西武鉄道と御宿台の利用者の間で合意されました、御宿台利用管理規則第8条「共用施設の範囲」の中で、汚水処理施設やテレビの共用施設、ごみ集積所、集会場、また場内の掲示板案内板と同様に共用施設としてされておりました、また共用施設の移管につきましては同管理規則30条で、「共用施設の全部または一部の町もしくは他の第三者への移管は所有者、管理者、利用者の代表者及びその関係先との協議に基づくこと」となっておりますので、今回、御宿台区からのLED設置要望を受け、西武鉄道と協議をして移管を受けております。

○9番（瀧口義雄君） 課長、いいですか。四者協定が原則です。

そういう中で町と西武が直接的にこういう契約をする条項はないと思いますよ。三者協議という12年から作ってあるものもありますけれど、それはその他の事項で入っているけれど、それは公益的なもの、草刈とか公園とかそういうものの整備に対する物の負担は結構ですと。

四者協定の中でそれは移管対象にならないのは、あなたが言ったとおり下水道施設だけですよ。あとは移管の対象で、街路樹・グリーンベルト・歩道、それに付随する防犯灯、街路灯。これは要綱の中で、2条、16条、42条の中で移管をしなきゃいけないものになってるんですよ。それも速やかにという形で入ってる訳です。

移管した中で上下分離方式みたいに物は移管しました、電気代は西武プロパティーズに負担です。というようなものはないんですよ。

ない中で、現実的にそういう事が住民の負担に対して、それでよろしいのですかと。応分の負担はいいんですけど、移管されたものまでも負担していくということは、御宿台は十分にそれでそういう形で年間2,100万位の平均でやってますけど、それは合意の中でやってる話で、新たなものに対してこれは区長と合意書を持っているんですね。

確認まず第1点。区長と町と管理業者合意書を作りましたか？

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） これにつきましては、他の区と同じようにですね…。

○9番（瀧口義雄君） いや、他ではなく、ちょっと、ちょっと。

もう一度はっきり言ってくれる。

○総務課長（木原政吉君） あ。LEDを町内全般に…。

○9番（瀧口義雄君） いや、他の事ではなくて、御宿台であなたがそういうことを言ったから、区長と合意書を持っているのかという話なんですよ。

区長は知らないことなのかい。知ってることなのかい。

○総務課長（木原政吉君） 区長は承知していることです。

○9番（瀧口義雄君） 承知して、合意書を作ったのね。

○総務課長（木原政吉君） 合意書については所有者とですね、西武鉄道と町の負担で…。

○9番（瀧口義雄君） いや、これは所有者は町でございます。

移管されたものですから町です。

○総務課長（木原政吉君） 移管にあたってですね…。

○9番（瀧口義雄君） いや移管にあたってもそうなんですけど、移管されたものは町です。

それと本来は、移管のとき、これは道路の移管のとき本来すべきだったんです。それを町がしてなかっただけ。いろんな事情あったんでしょう。

それはそれとしていいんですよ。そういう中で、じゃあ区長は合意したんですね。

ほんと合意したんですね。

要するにこれは期限がないやつで、10年、20年、30年、100年続く話ですよ。何に基づいてやったんですか。管理規則町は関係ないじゃないですか。住民じゃないですか。町が管理規則、それいってやるって話じゃない。住民が合意してやるんならいいんですけど、町がその管理規則でこうね、電灯代もてよと、いうのはおかしいんじゃないですか。

どこに整合性があるんですか。僕らは、電気代とかそういうのは負担しても構わないと思えますよ。ただ整合性がないじゃないですか。どこの条項によって西武プロパティーズに負担させたんですか。

期限もないやつですよ。エンドレスでやらすつもりなんですか。僕ら死んじゃってもまだそれをずっとやっていくと。まだ残ったものは移管されてない。

それとこれは議決案件じゃないでしょうか。議決案件ではないでしょうかって言うのは自治法の96条にあたるんじゃないか。これ後で研究してください。

それと事件とすべきものという条例がありますけれども、これは4月からですから一部入りませんが、これは多分そういう形になると思いますよ。それは今ここで答弁しても難しいでしょうから。

そういう中で、どこの条項かはっきりしないじゃないですか。エンドレスでやっていくの。

そのもうひとつ、この御宿台の移管される前から結局、大竹課長が言ったように、大体18万くらい修理代とそれが…。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長、座って。

○9番（瀧口義雄君） 12年から24年まで、どの位いただいておりますか。

○総務課長（木原政吉君） 書類の保存の関係です、13年からの…。

○9番（瀧口義雄君） いや、それはいいですよ。

○総務課長（木原政吉君） 13年から24年までの12年間で、防犯灯の補助の電気代2,443,549円、修理代220,000円の合計2,663,549円となっております。

○9番（瀧口義雄君） 大竹課長、この申請にあたってはその要綱がございましたよね。第11条の1項、2項、これちょっと読み上げていただけますか。あなた持ってる。持っていないなら私が読みましょうか。

補助金の要綱です。防犯灯について。「前条の防犯灯の補助金交付を受けようとする行政区は町長に補助金の交付申請、また次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければいけない。」「行政区に管理する防犯灯に係る電気料の額、当該行政区が管理している防犯灯数を提示しなければならない。」というのは修理代を含めて電気代を含めて、木原課長いただいているんですか。

○総務課長（木原政吉君） 先ほど申しましたように、13年から24年の間で防犯灯の電気料の補助として、電気料または修理代については23年度までについて補助を出しております。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。いただいておりますか。書類を。

○総務課長（木原政吉君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 申請書類もらってる。違う、僕が言ってるのは申請じゃなくて、この2点の書類が必要だと、申請には。書いてあるでしょ。金額の申請は情報公開でいただきます。区長の名前で金額と修理代をいただいております。今年はないけど。そういう中で、まず御宿台が防犯灯を管理していないという事実、あなた、承知してますよね。

現にこのLEDを西武鉄道に移管した後も電気代を払わしてますよね。だから管理していないのは承知してますよね。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） あの、通常ですね、防犯灯について…。

○9番（瀧口義雄君） 通常じゃなくて、御宿台のこと、聞いてるんです。

○総務課長（木原政吉君） 行政区、他の行政区のですね、防犯灯は所有しておりません。

○9番（瀧口義雄君） だから僕は管理って、言ってるじゃないですか。

○総務課長（木原政吉君） 管理については、御宿台については管理会社が入ってますんで、区が管理を任せてるという状況です。

○9番（瀧口義雄君） 区は管理してないということによろしいんですね。

だって補助金要綱の申請に電気代と本数とか管理状況、修理状況の添付をしてないじゃないですか。ちゃんと大竹課長はそういうものがないときは芳しくない、もっと正確な言葉まで聞けばいいんですけど。言ってるじゃない。現実的に保有してないと。保有って管理してないという中で、現実的に補助はいただいております。大変結構な話なんですけど、ね。

収入があっても支出がないってことは管理してないってこと。西武プロパティーズが管理してるんならね、住民の管理費でやってるんです。そういう中で実態がないというものには支給ができないと答弁してる。

管理の実態があればいいですよ。町に移管されたものにさえ西武プロパティーズに電気代を払えと言っちゃって、電気代払うところがないじゃないですか。ね、それであなたがそこにくら力んでもだめなんですよ。実態がないものは、だめだと。で、実態がないという中で御宿台の会計も、西武プロパティーズの決算報告も届けてある訳です。

そういう中で実態がないと。17年度までは有りましたけれど、それが適法かどうかはまた時間が過ぎてますから別の話として、実態がないまま支払って来たと、申請を受けてきたと。

で、受けた方も支払わなかったと。これが現実ですよ。僕は所有してるとは言ってない、管理してると。

管理も電気代も西武に全部払わしてると。そういう中でさっきの移管の話なんですけど、あなたの答弁はあれですよ。その22年の3月定例議会で、「管理されてないものは、移管されてないものは下水道、ごみ処理施設」という答弁してるんですよ。「主に13年度に移管されてます。」これ防犯灯が欠落してるんですよ。あなたの答弁。議事録見な。後で。

それと氏原総務課長の答弁は、これは22年の10月です。「御宿台の街路灯、防犯灯の設置数は云々」書いてある。

「多目的の街路灯とか、中央公園憩いの広場とか、またこれらは町が管理し、月額で16,000円の電気代を負担しております。残りは西武プロパティーズが管理してます。」という答弁いただいておりますけど。

中央公園は町が電気代を払ってると。実際、払ってなかったんですけどね。この違いはなんなんですか。それとさっきの最初の質問に答えてください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 以前の私の説明でですね、移管されてないものについての説明が不足していたということで、お詫び申し上げます。

○9番（瀧口義雄君） それは後で、修正していただきます。

○総務課長（木原政吉君） あの。「主に」という認識でいたと思っております。

先ほど22年の9月の議会だよりの答弁で、町は多目的広場の電気代も払ってるという答弁を前任者の方でしておりますが、これはあの答弁の中でですね、20年頃よりおっしゃるようですね、一部指定管理の方が多目的広場の電気代については、テニスコートと電気系統が一緒のためですね、電気代の支払をお願いしてるという事実がございます。

まあ、あの答弁の中ではですね管理が西武かまた町側かという認識の中でそういう意味で答えたと考えております。

○9番（瀧口義雄君） それは答弁が不明瞭だったというだけで、私が承知してるからそれで結構です。

最初の1点。一番大事な。あなたは、企画財政のときもいます。4月から総務課長でございますけど。申請にあたってこれは総務課なんですけど、そういう書類がなくてもこれは認めて来た。ね。他の今度はこれ一般的に広く言っちゃうと、これ問題ありますから。要するに瑕疵があったと。で、受取る側も支払ってなかったと。それは実態がないことは承知してた訳ですよ。管理の実態がないこと。それはそれでいいという事で、良かったら答弁ください。

要するに書類の不備があったということの1点と、御宿台は実態がなかったということ、この1点。

もう1点はその17年度から支給されたというか、交付されたものに対して支出がなかったと。この3点をそのとおりだということによろしいんですか。

いけなかったらなんか言ってください。

課長、言えばどういうことになるか分かってて、しっかり答弁して下さい。

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時59分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

木原総務課長。

(午後 1時 6分)

○総務課長（木原政吉君） 御宿台区につきましては、住宅販売を開始に合わせてですね、昭和 63 年より、御宿台利用管理規則に基づき、防犯灯施設は共用施設として管理会社が管理し、利用者は維持管理費を負担すると定めておりますが、区設置の時点では、御宿台は自治会から発展し、管理会社が存在とするという御宿台の特異性がありますが、従来の行政区と公平性を確保するため同じような取扱いとなっております。

ご指摘の件もありますが、今後については区とも協議をして改善して参りたいと考えております。

○9 番（瀧口義雄君） はい。今後という事で、今までののは不適切だという事でよろしいですね。今後のことは今後、協議していくと。

今までののは要するに他の区とは違った、ということの理解でよろしいですね。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまでのことにつきましては、色々精査研究してですね、対応・対処を図っていきたいと思います。

○9 番（瀧口義雄君） はい、わかりました。

○議長（中村俊六郎君） 御宿台の防犯灯の件につきましては、議長の諮問機関で委員会も設置されておりますので、この間の経緯について今後の取扱いについて、そこで協議していただきたいというふうに思っておりますので、委員のみなさんにはご協力のほど、よろしく願いいたします。

○9 番（瀧口義雄君） はい、了解しました。その中で防犯灯はほんとに安全、安心の要だと思っております。いい形でこの防犯灯補助がどういう形でいくのかわかりませんが、継続して各区に支給されていくことを思っております。

それともう 1 点。補助金の話しなんですけれど、亀田医療大学に対しての話なんです。

これは私の考えなんですけど、もうハード面ができちゃったという形のこの補助は、なかなか現実的に難しいと、大竹課長の説明もあるように。

違った形で例えば大野議員が提案しているように奨学金制度とか、あるいはその育英制度、色々な形で地域に、また看護学校等に対するものもありますけれど、そういう形のもうできたものに対しては無理だと、ソフト面で御宿町として大学に対してできるような形のものが多々あると思う。

そういう形でその支援体制を整えていった方が、より今後の町のためにもそうですし、今後、大学等に通う人達に対してもいい形のものがあるんじゃないか担当課でもそういう。

これは教育課も含めて御宿町でどういう形で支援体制ができるかというのを、再度考え直して提案していただきたいと。

そういう形になれば議会の方でも、それは違った、まあ学生支援、学校支援といういい形ができるのではないかなと、これは私の提案です。是非検討してみてください。

答弁あります。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご意見は何いしましたが、これまでの事も考え、先ほど担当課長が言いましたように、含めて教育民生委員会でのご協議をお願いしたいと思います。

○9番（瀧口義雄君） じゃあ、次に行きます。

中央国際学園ですか。10月開校の予定と、認可が何とか下りそうだという感じのなかで、いい形で動いてってくればいいと思いますけど。これに関して質問したいと思います。

まず、このここまで本契約がありますけれど、本契約は議案なのか、内部の処理していくのか、というのが1点と、これは20年、あるいは40年という長期の契約になると思いますので、なかなか議案ではないかなと思っています。

そういう中でこの工事をした付属物、これは相手のお金でやっていますから財産権を持たないという中で、寄付という形でよろしいんですね。

御宿高校は今、中央国際学園が工事をやっています。工事は了解していると。どういう工事をするかも認めます。

それと将来的にグラウンドも工事をすると。工事し終わった、向こうが附けた付属物、工事にかかったものはすべて町に寄付させると、していただけると。

要するに普通、アパートで借家人が工事してもそれは財産権がないと、利用権あっても財産権はないと、いう認識でよろしいんですね。

2点、議案となるかどうかと。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） まず1点目のですね、基本合意書を受けた普通財産賃貸借契約書についてと、これが議案となるかとお話でございますけれども、この基本合意書につきましては案としてですね、普通財産賃貸借契約書も含めて、提案させていただいて、数度にわたりご審議、ご審議をいただいて今年の8月に議決をいただいております。

まあ、こうした経緯と現実の内容を含めまして、今後この点については精査すると検討させていただきたいと考えております。

それから2点目の中央国際学園の負担によって整備した改修等でございますけれども、こちらについては基本合意書。

第10条の中ではですね、こうしたものについて中央国際学園さんが撤退をされる場合については財産権については無償放棄するというような規定がございます。

○9番（瀧口義雄君） 撤退しない時までは、財産権を保有しているということですか。それはちょっとおかしいと思うんですよね。合意書の中でそういう文言がでていますが、財産権を放棄させなければいけないんじゃないですか。

撤退するまで利用権は、当然ついて回りますけれど、どうなんでしょうか。

その一項を契約前に処理していただきたいと。要するに向こうが工事した付属物すべてに関して、また今後工事する物に関して、すべて町に帰属するという一項を入れていただきたい。それはそれだけで、契約の時にそれではなくて、工事が完工した時点で契約を取り交していただきたい。

寄付行為に対する条項ですね。利用権は当然認めてありますし、撤退するまで財産権認めてますから。

僕らは財産権認めてませんから。普通のショートレシピ、あるいはそういう形でいっても、他人の家に入ってそこへ修理しても、それは財産権認めませんから。

通常、普通の考えです。

アパートに入って増改築したら、「これを俺の物だ」ということは言えません。利用するのは期限内まで結構ですけど。

議長、答弁が長くなるんだら休憩してください。時間がありません。

○議長（中村俊六郎君） 休憩しますか。すぐできる。 暫時休憩します。

（午後 1時16分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き、会議を再開します。

9番、瀧口義雄君。

（午後 1時36分）

○9番（瀧口義雄君） ちょっと先に1つ。いいですか？

なぜこの質問をしているかと言うと、以前に私の隣にいる滝口議員が、「15万であれだけの広大で土地を云々」という家賃の話ですけど、ありました中で、この賃貸料の試算表がありますけど、これ自体が評価委員会にかけてあるのは承知してはありますが、なかなかおかしいのでは

ないかと。

そういうなかで簡単にいえば、ボロ家とリフォームした家と、値段が違うのは世間一般常識ですよ。それを完済してないんですよ、あなた達は。

泥んこの土地と、プロのサッカー選手ができるような仕様のグラウンドとこれを同じ評価してるんですよ。それをこの試算表でそのまま移行していくと、いうことが果たして町民のこの財産の運用について正しいのかと。

そのあなた達が試算したもので、町民が納得するのかと。賃貸するときは時価というこの自治法の法律があります。それはリフォームし終わり、また整備し終わった時点で再評価をすべきものだと、私は思っております。

これは法令に基づいて賃貸契約があるという中で、その不備があったものについては直していくというのは当然の話ではないでしょうか。

そういう中で、この質問をしている訳です。それであなた達は学院のために生活してるんじゃないですよ。

住民の生活と安全、財産をいかように運用してこの町のためになるかと、というのが基本的な姿勢で、どうもあなた達はその学園の職員ではないかなと、思っちゃうくらいの態度があるんですよ。

それはどういう事なのかと。

地方自治法です。237条。ね。「適正な対価なくしてこれを渡し、若しくは貸付けてはならない」と。

適正な財貨とは。と、対価とは。通常普通財産の場合ね。

市場価格、時価という。リフォームする前からああいう計算で、これが買った値段780万、これを20年で割る根拠はないですよ。

20で割れば。ね。そういう数字が出てくる、3で割ればもっと高い単価が出ると。20で割るような根拠はどこにもない。

それとグラウンドにしても整備される前の評価でしてると。

整備したものはやっぱり時価評価違ってくると。それは評価委員に大変失礼な事なんですよ。

そういう中で、まず財産の処遇について、それは学校の事情もあるでしょう。本来ならこれは町の経費でやって、それを等分して20年だら20年で賃貸していくべきものが本来の行政の仕事です。

こんなことはね、御宿町始まって以来の話です。そういうことで私は、せつかく購入したこの

財産を適正に運用していただきたいと。

そういう中で、この試算表もおかしいし、あなた達のやってるこの運用もおかしいというなかで、見直しをしていただきたいと。

その前に契約する前に寄付行為を完了していただきたいと。

この2点です。

○総務課長（木原政吉君） 中央国際学園とのですね基本合意、また今後の合意について、まず基本合意については今年の夏ですね。

大変なお時間をいただき、またその内容についてもてご提案いただき、ご協議いただき契約に至りました。

このなかです、今、瀧口議員はリフォームについてその評価を財産として賃料に跳ね返すべき、というご意見でございますが、これはそもそも選択として改修に対する費用については、相手側が負担すると、基本合意の中でですね同意を受けて、内容についても承認したなかで…。それと…。

○9番（瀧口義雄君） 課長、ちょっと待って。費用の負担をさせても結構ですけど、寄付をしてはいけないという条項はないんだよ。

そうでしょ。あのお。通例そうですよ。相手がいくらリフォームしようそれは大家が了解すれば結構ですよ。

ただ寄附をしてはいけないとか、寄附を断るとかそういうものはない。ね。

だから私は基本合意は、基本合意で尊重します。そういうなかで本契約に至る前に相手を作ったもの、あるいは経費を出したもの、造作物。それはすべて町に寄付させて、あなた達はいなくなっちゃうんだから、私達も死んじゃうんですよ。

20年、30年、40年後には。そういうなかで、将来禍根を残さないために。

これが1年こっきりの話ならいい。20年、40年続くと書いてあるんですから。

そういうなかで禍根を残さない。というのは、あなた達がこれ15万でいったらね。

これは笑われちゃいますよ。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員。

今、木原課長が答弁中なんで、聞いてからやってください。

○9番（瀧口義雄君） 失礼しました。

○総務課長（木原政吉君） 加えてですね、基本合意の中では、工事中のですね撤去。これは学校法人ができないという場合の想定ですから、これについても本賃貸契約が締結されぬま

ま本合意が終了した場合、それは造作した部分、または壊した部分。

これについては財産権を放棄するという場合とですね、本契約に至った方では、やはり明け渡し、12条で要はどのような事由であれ、本契約が終了した時、賃貸部分をあける場合は、遅滞なく現状に復して造作買取請求権を放棄すると。

また合わせてですね、財産権を無償放棄するということになっております。

通常、学校法人でありますから、やはりそこには会計があります。財産を持つということで投資したものは財産として昇格してるとという認識でおります。

○9番（瀧口義雄君） あのね、第6条の承知しております。ね。これまた違ったところで担保取られてるんですよ。ね。修繕第6条、「乙は工作物等に生じた第三者に譲渡してはならない」と。

財産権はあなた達、認めちゃってるんだよ。ね。こういうところに隠れたものがあるんですよ。ね。ここで財産権を自分達のもを主張してるんですよ。だからこれは合意書だからいいんですよ。合意書の後にする契約書に対しては本契約に対してはそういうものが無いような形でいって、だから議案にしてくれということ。

それ了解してない話ですから、それはやっぱり企業寄りの話で、町の人達はそうは思わないと。リフォームしたのをね、ボロ家で計算したのかと。じゃ、なんでリフォームは向こうの財産権だからという、20年の試算もそうです。それは見直していただけますか。試算を。

そのまま、あなたこのままいって20年、30年これですとずっといくつもりですか。グラウンドを整備しました。向こうが整備したからその値段ですと。時価は当然変わってくると思います。誰がやろうとも時価は変わってくると思います。評価も変わってくると思います。それは誰が工事しようとか関係ない話です。その評価自体は全然、この誰が金出そうとも評価自体は変わらない。これ一般的な話です。評価を変えないものをこの計算式でいっていいんですか。

税務課長。評価は変る。中で前の評価でやるんですか。ボロ家の評価するんですか。評価した後でするんですか。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 固定資産税でいえば、改築後に評価をし直すということになると思います。

○9番（瀧口義雄君） はい、ありがとうございます。ということですから。

それともうひとつ、合意書の中でご承認ができておりますが、保証人と経営者が、実質的な経営者ですね。これ同一人物であるという事は、なかなか適切ではないのではないのかなと。

財務規程の中で保証人、または担保という言い方ありますけど、これを財務規程、自体でやること事態が、この拙速だと思っています。条例を整備してこの建物を貸すのは御宿、初めてですから。そういうもの普通財産ですけれど、そういう条例を整備して貸出していただきたい。財務規程で、そういうことをやるのはいかなものかと。

それは、これを買う前に24年に財務規程を変更して買ってます。そうじゃなくて、普遍的なものとして条例で整備して買うべきで、財務規程ならあなた達その2、3人で明日夜、鉛筆舐めればできる。

そういう形ではなくて、やっぱし万人が理解できるような形の条例でやらないと、こういう問題が出てくると。で、また保証人と経営者が同一だったら、この保証人の意味なさないですよ。それと担保金あるいは保証金あるいは預り金、いかような形でも、県でも取るという形ですから、町も当然そういうものをおかすべきだと。

この2点。保証人及び担保。あるいは保証金、預り金等を契約時に設けてくださいと。

経営者と保証人が同一だから意味をなさないという事です。

(土井さん、どうなんかね。プロ。県は賃料取って…。)

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず1点目の先ほどのご質問のですね、賃料。

これが契約のですね、第4条、「財務規則をもって賃貸部分の賃料は改定することはでき」と、そういう風に規定されています。

また、契約者が同一人物であるとこれについても契約の前段階のですね、いろんなご議論いただきました。結果ですね、ご承認いただいたというふうに認識しております。

○9番（瀧口義雄君） これは合意書に対して、工事までの間で合意した訳です。

それは普遍すると書いてありますけれど、変更可能だといふなかでやっぱしあなた達、私達いなくなってやうなかで、将来的なものを考えれば第三者にするのが当然の話。

それと県も保証金を積みせると、学校法人運営に関して。

町もそういう形で預り金、だから「及び」をなくして、ね。「と」って入れれば簡単な話ですよ、財務規程。

これに向けて財務規程、直したんだから、財務規程変更するのは内規で出来ますから。

で、それではいけないから私は条例で整備して公平公明であるべきだと、言ってるのに公平公明な形をとらないと言うんだらいかかなものかと。

それと財務規程で変更できるのではなくて、私は変更してくださいと。ね。なんで20年で

終わるのかと。なんで税務課長がリフォーム後の評価だと。それ誰が工事しようと、誰が金払おうと状態が違ったなかで、その評価自体が間違っていると、税務課長が言ってるんですよ。

それでもあなた、そういう形でいくのかと。合意書は合意書で了解しますけど、契約は継続するものもあるし、新たに協議しなければいけないものもあると。町有財産ですから、あなたの財産だったら好き勝手やって結構ですけど。そうではない。私はちゃんとにウェルカムで賛成してるんですよ。ただやり方が、なかなかえげつない。もっとオープンにして、こういう協議も、事前にやるべきだと。

だからまず今の問題は、寄附行為をさせると。それと試算の見直しをさせると。させるのではなくてすると。後は保証金、あるいは保証人をつけるのであれば、その保証人を第三者のそういう人に、これは保証人の要綱は財務規程にありますから、そういう合った人にすると。

どうでしょうか。木原課長。(総務委員会でやれと言っている。)

○議長(中村俊六郎君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) いろいろご意見をいただいておりますが、今、おっしゃられてる内容について、ちょっと、かなり関連事項的部分に入っていると私も理解しているんですけど。

かなり昨年の8月にこの議決をいただいた時に、非常に長時間をかけてですね、いろんな事を協議していただいて、結果、こういった基本合意契約書になって、みなさんに決議いただいたということでございます。

まあ幾つかですね、今、ご指摘いただきましたが、またよく精査して書類等も見まして、非常に重要な事もすでに議論がなされて、終わってる重要なことなんかも、ちょっと、今、触れられているような感じが私もしますので、ご意見はご意見として承っておきます。

また、私も確認とか、精査したいと思いますから、よろしくお願いします。

○9番(瀧口義雄君) あの、これで一般質問が時間で終わりにしますけど、事前に提出してあつてできなかったものは、大変課長さん達にご迷惑をかけました。

これは9月に繰り越してぜひやらしていただきたいと思いますので、大変ご迷惑かけました。

再度、今、石田町長さんから答弁ありましたけれど、合意事項は合意事項でそういう形でやって、工事も目処が経ってきたというなかで、不都合・不備また町にとってかんばしくないこれが通常の契約です。これははっきり言えば仮契約みたいなものですから。

仮契約も有効です。有効のなかで20年、30年、40年という世界を生きていく中で、果たしてそれに耐えられるかと、いうものを考えると、後世の人が何でこんな事をしちゃったんだとい

うような形にならないように、再度ここで、この学校が来ていただくなかでどういう形ができたのかと、いうことをやっぱし協議していく必要があるのではないかと。

そういうなかで私が、まだあるんですけど時間の関係ですから、この提案したものに対してど

○議長（中村俊六郎君） 今、町長の話があったように、執行部の方もきちっと精査して、もう1回答弁するという話ですので、それを聞いた上で今後決めていきたいと、いうふうに思ってます。

○9番（瀧口義雄君） はい、ありがとうございます。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、9番、瀧口義雄君の一般質問を終わります。

（午後 1時54分）

◇ 大野吉弘君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、1番、大野吉弘君、登壇のうえ、ご質問願います。

○1番（大野吉弘君） 1番大野です。通告に則って質問させていただきます。

まず夏季受け入れ態勢についてということなんですが、その1番、2番は前段者とかなり類似しているため省かさせていただきます。3番の海浜エリアのごみ対策についてから質問させていただきます。

今年の春は長期にわたり強風が吹き続き、その結果、海岸にペットボトルを筆頭に大量のごみが漂着しました。ペットボトルについては中央海岸に集中して、300、数十個ほど漂着していました。一部は丘の上まで吹き上げられていました。あまりにひどい状況だったので、ごみ袋を取りに戻り、大袋を2袋を集めて来ましたが、まだまだ拾いきれなかったので、担当課に連絡し状況を伝えました。

吹き続いた強風により海岸の砂浜の上にもろんな物が現れていました。錆びた釘など。

ペットボトルを拾っている時に、錆びて膨らんでいる釘がかなり目立っていましたので拾いに戻りました。そこで拾い始めてびっくりです。

拾っても、拾っても、拾いきれないほどの大量のその量にびっくりしました。家に戻り娘を連れて一緒に拾うと、バケツいっぱい集まってしまいました。

その後5月23日の各団体合同の海岸清掃につがりました。

観光協会、各団体、観光課、環境課、一般の有志等の多くの協力で行うことができました海岸清掃ですが、長年、砂に埋もれていた錆びて膨らんだ釘などはじめ、プラスチックやコンクリート、ガラス、砂利等々、かなりひどい状況でした。

6月2日に町内外のサーファーを中心に有志で行った岩和田海岸の清掃でも同じような状況でした。夏季シーズンを迎えるにあたって、その対策等についてお聞きしたいと思います。

お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 5月23日並びに6月2日における海岸清掃につきましてはご協力をいただきましてありがとうございました。

5月23日には総勢50名近い方々にご参加いただき、軽トラック2台分のごみを収集することができました。ごみの種類といたしましては、釘等の金属類が約20キロ、石類が100キロ、その他の燃えるごみが180キロ程度となっております。

また6月2日の岩和田海岸のごみにつきましても、約140キロのごみを回収いたしました。今後の夏に向けてということでございますけれども、今後も引続き砂浜の状況を確認しながら、また皆さまのご協力をいただきながら回収作業を行って参りたいと考えております。

そのひとつといたしまして、ボランティアの皆さまが気軽に清掃活動にご参加いただけるよう、回収袋の常備化や回収場所の指定等についても検討させていただきたいと考えております。更にイベント等の前後に行う清掃活動につきましても、事前の周知等によりまして、多くの皆さまのご協力をいただきながら、進めて参りたいと考えております。

また夏の体制といたしまして、臨時職員によります日常の海岸清掃につきましては、昨年度はビーチクリーナーによる清掃を、定期的に月10日程度行いまして、昨年度もありましたが大量な漂着ごみは体制を取って、回収を行って参りました。

加えてトイレ清掃をしながら周辺の散乱ごみについて対応しているところでございます。夏季シーズンにつきましては7月10日から夏季の環境整備員を4名増強いたしまして、合計8名の環境整備員とビーチクリーナー1班2名体制で、町内の環境美化と海岸の美化、清掃に努める予定でございます。

○1番（大野吉弘君） ありがとうございます。

ごみは日常です。ひとつの対応策の一例として、日頃海岸を散歩している人達に、町民の方々に協力していただければどうかと。

例えば月の沙漠付近にひとつ。中央駐車場付近にひとつ。目立たない所に。散歩しながら拾ったごみを分別して置いて行けるごみ箱などを設置して町民へお知らせすると。皆さん、ごみや釘が落ちていたら、拾ってくれようとはしています。しかしペットボトルや燃えないごみを抱えて、自宅まで持って帰ってくれる人は、あまりいません。町民の方々に手を

お借りして、町で回収するような連携ができれば、素晴らしいことだと思いますが、その辺を前向きに検討していただくことはできますか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほど若干、少し触れさせていただきましたけれども、場所を決めましてコンテナボックス等にボランティアの袋を入れさせていただいて、常にそこから持ち出してですね、海岸清掃ができるような体制作りについて調整して行きたいと考えております。

○1番（大野吉弘君） はい、ありがとうございます。

観光協会等とも連携を取りながら、ぜひ、具体的に形にしていけたらと思います。よろしくをお願いします。

次に岩和田漁港付近での一般ごみをはじめ、漁具、漁網等の投げ捨てが目立っていて、海岸にもそれらが打ち上げられています。これは私も岩和田で生まれ育ったひとりとして、心の痛むところなんです、どのような対策が考えられますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 漁網や漁具等の廃棄物処理の質問でございますが、住民などからの苦情の他、23年度に行いました、岩和田漁港の修設工事の際の浚渫土にも多く見受けられました。3.11の津波の際に波に浚われた物も多いと推察いたしますが、漁港の外側にも廃棄漁具等が見受けられましたので、漁業活動に伴う廃棄物の適正処理について御宿岩和田漁業組合に申し入れを行いました。

海洋環境の悪化はもちろん、漁業活動への妨げ、これから迎えます海水浴客の安全への影響なども懸念されるところでございます。海が育む自然の恵みにより生活を営まれている皆さまですので、その点については、充分ご理解をいただいているものと認識していますが、ご指摘を受けまして、改めて適正な廃棄物処理について、漁協を通じ、漁業者へ周知徹底して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（大野吉弘君） ありがとうございます。

御宿が好きで町外からもビーチクリーンに参加してくれる人達がいる中で、御宿町の財産である海を御宿に係わる人達が汚すようなことがあってはなりません。対策会議を招集するなど、ぜひ、具体的な行動と協議をお願いしたいと思います。終わりです。

次に周期イベントについて。そのひとつとして伊勢えび祭り。

毎年恒例のイベントですが情報発信など心配するところですが、今の現状ではどうなってます

か。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 伊勢えび祭りの情報発信についてのご質問でございますが、事前の告知には町のホームページやツイッター、チラシ、ポスターの他、観光協会との連携によるプレスリリースを行い、新聞、ラジオ、テレビなどマスメディアを活用して、より多くの方々の目に触れるように努めております。

ご指摘のとおりイベントにつきましては、情報発信が肝心であると認識しておりますので、現状に加えその他の情報発信方法などを工夫・研究いたしまして実施したいと考えております。

○1番（大野吉弘君） 情報発信だけでなく、内容そのもののリニューアルや地域連携も必要だと考えますが、その辺はどうなってますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 勝浦、大原などと近隣市町村との連携。これにつきましては伊勢えび祭りに関しての連携というのはございませんが、この他に観光交流の魅力の増進と地域の活性化につげる事を目的に、外房観光連盟の枠組みの中で、何か事業ができないか模索しております。

自治体の区域は異なるものの、それぞれの魅力が相乗的に発揮できれば地域全体のボトムアップに大変有効であると考えます。今後観光協会を含めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（大野吉弘君） 圏央道も開通してプラス効果、マイナス効果、すでに少しずつ表れていますが、地域の連携は特に不可欠だと考えます。ぜひ、横の連携を密にして情報を共有してエリアに降り立ったお客さんを、ぜひ、みんなで抱えるような、そういう事ができたら良いなと思っておりますので、その辺をぜひ、協力体制をとっていただきたいと思います。お願いします。

次にライフセービング大会について。

9月はインターナショナルサーキットを含む3大会が決定していて、インターナショナルサーキットにおいては、小学校との交流や、体験コーナーをつくってくれるとも聞いてます。

それらに対する受入れ態勢とは現状ではどうなっていますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 今年の9月には15、16日に第39回全日本ライフセービング選手権大会の地区予選大会が、19日から23日にはインターナショナルサーフチャレンジが、28、29日には第28回全日本学生ライフセービング大会の3大会が開催されます。

先の最初と最後のライフセービング大会については、今まで開催経験がありますが、真ん中にありますインターナショナルサーフレスキューチャレンジ、これははじめての試みということで、受け入れ態勢と申しますか、今、議員がおっしゃいましたとおり学校での小学校2校、中学校1校での各選手を派遣しての、何か、ライフセービングに関する行事ができないか、学校と協議をしているところでございます。

○1番（大野吉弘君） 子供達にとっても、御宿にとってもね、貴重な1番目になろうかと思えますんで、少しでも効果が後に残るようなそういう取り組みができたらいいなと考えておりますんで、観光課に限らず情報を課で共有してどの課で何ができるのか、協議していただけたらと思えますんでよろしくをお願いします。

特に9月29・29日の学生選手権大会においては、勝浦で行われる関東B-1グランプリとバッチェングしていて、交通の混乱がすでに予測されていますが、これに対する対策はどうなっていますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 9月28・29日にはご指摘のとおり勝浦市で、関東・甲信越B-1グランプリが開催されます。

これはご当地グルメの大会でして、勝浦市によりますと2日間で10万人の来場を予定しています。また28日は御宿町内の秋の祭礼で、神輿の渡御が行われます。

議員がご心配されますよう、交通渋滞が予測されますので、勝浦市との協議によりまして、B-1グルメを目的に国道128号を南下して来る車輛については、迂回路といたしまして、いすみ市の大原台の入り口を右折させて、新宿小幡経由で部原に誘導し、御宿町内の渋滞緩和を図ることで合意をしております。

具体的な方法については今後の協議となりますが、誘導員、看板などにより、実施するものと考えております。

○1番（大野吉弘君） 分かっている範囲で、ちょっとシュミレーションしただけでも、上り線、下り線、297号線。全てが勝浦に集中して向かうような形になるように思います。どっから考えても交通が麻痺するだろうと、ということが予測されておりますんで、これもまた、いすみ署で考えることでもないと思えますんで、それもまた地域連携を密にしながら情報交換をして、少しでもね、緩和筋が図れるように一番イベントをやり慣れたる御宿から、働きかけをする事も大事なのかな。というふうに考えておりますんでよろしくをお願いします。

次に中山間整備事業の一部のことなんですけど、今後の有効利用についてということで、初崎

地区は道路から見える、あの有効的な位置関係にありまして、そこになんとか花を咲かせる事ができないかと、いう町民からの要望、若しくは観光業者からの要望が特に強いですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 実谷の初崎地区は、町農村振興基計画において体験農園による地域促進や景観作物の栽培など、地域拠点展開ゾーンとして位置付けしており、中山間地域総合事業計画の営農計画でも、花卉生産の拠点としております。

現在、推進しております小菊の他、綿花と今年度試験的に皇帝ダリアと皇帝ひまわりの栽培を行います。

また8月下旬にそばの播種を行い、伊勢えび祭りで賑わう10月頃には、そばの白い花が見られるようにしたいと考えております。

ご質問にございます春先の菜の花でございますが、中山間整備事業実行委員会では要請に応じて、作付けに協力したいと、回答をいただいておりますので、今後、実施に向けて協議を進めて参りたいと考えております。

○1番（大野吉弘君） 春の菜の花はね、この辺この周辺にとってかなりわかりやすい有効的な一幕であると考えてます。

御宿でも何年も行われてます春のイベントにおいては、こちらで菜の花が全然咲かないので、和田浦から鴨川まで何年も続けて皆さんに協力いただきながら借りに行った記憶があります。いつもそこで思っていたのが、「御宿に咲いていたらな」という事を本当に思っていましたので、そんな事ができたら本当に嬉しいなと思っております。

ぜひ、みんなで協力してでもね、咲かしてもらいたいなと思っておりますので、前向きに検討してください。よろしく申し上げます。

次に「無公害エネルギーの活用等について」の1として、太陽光発電と風力発電について。昨年も提案しておりますが、蓄電池との併用することによる有効性等についての検証はどうなってますか。まず申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは太陽光発電について、ご説明させていただきたいと思っております。

平成24年度から住宅用太陽光発電システム設置事業補助金制度によりまして、昨年度は10基、今年度も15基を予算予定をしておりましたが、本日で15件の申請をいただいたとこ

ろでございます。

補助額につきましては1キロワット当たり4万円、上限3.5キロワット14万円となっております。また現在ですね、千葉県でも今年度から新たに住宅用省エネルギー設備導入促進事業といたしまして、燃料電池、こちらエネファームと言われるものです。それから家庭用蓄電池、エネルギー管理システム、電気自動車充給電設備この4設備につきまして補助事業の追加がございました。

県の補正予算後の対応となりますので、今後補助制度としての調整を行いまして、補正予算等にて提案をさせていただきたいと、考えておる状況でございます。ご提案の蓄電池との併用ということでございますけれども発電した電力を蓄電池に蓄えることによりまして、より有効に自然エネルギーの活用が図られるほか、停電時、災害時への対応などの利点があると思われまます。

また

、ご質問の住宅用風力発電につきまして、現在、技術開発が日々進んでいるようでございます。一部には微風を捉えて発電が可能な機能や、羽の形状を工夫し、騒音の軽減した物。強風時の対策をして安定的に発電できるような機種も開発されているようです。設備投資額としては、太陽光発電に比べ、まだまだ高い状況にあるようです。また年間の平均風速にもよって発電量が大きく変化することから、御宿における平均風速等の評価についても検証する必要があると思われまます。風力発電は夜間の太陽光発電では発電できない時間を補うこともできるため、その有用性、経済性また信頼性について重視して参りたいと考えております。

○1番（大野吉弘君） 小型の風力発電機の一例として中西金属株式会社のカリオスシリーズやゼファー株式会社のエアドルフィンシリーズなど、そして九州大学流体科学研究室が開発した風レンズ風車など、より効果効率化し小型化しています。御宿の場所においては、常に風が吹いているような状況が、確認されておりますが、それらの小型で有力な有能な風力発電が、日々進化している訳なんです、価格帯を少し調べましたが、本当に小さい物だと数万円から数十万、数百万とスケールによって、家庭用の太陽光発電を軽く電力発電量としてはカバーしてしまうようなね、そういうところまで実質きています。

それらの御宿を適用性についてちょっと、だぶるかも知れませんが、もう一度お願いしたいと思ひます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 風力発電につきましては、風がどの位の強さで吹いて来る

のか、というところがひとつ課題としてあるようです。海岸付近につきましては風の強いところもございまして、その風速がですね、2メートルですとか、場合によっては4メートル、5メートル、6メートル、7メートル、8メートル、この辺でですね、大分その発電量が変わってくるということがあるとは思われるのですが、太陽光発電と違いまして夜間でも風が吹いていることがありますので、議員からご指摘のとおりですね、その有用性についてはもう少し検証して参りたいと考えております。

○1番（大野吉弘君） まあ。仮の設置も含めてね。民間に協力してもらおうとか、できることなら役場の一部の土地のどこかにね、設置をして実質検証を行うとか、そんなに費用のかからない小型化のものを実験として、実際稼働してみるのはどうかなど、いうふうにも個人的には思っていますので、その辺、また協議させてもらえればなと思っています。よろしくお願いします。

次に「エコエネルギーや環境への取り組みについて」として。

そこから定住化促進について、今、話したような無公害エネルギー、太陽光発電、風力発電等ありますが、昨今、定住化促進等についてはさまざまな補助金制度がありますが、町が、町民が、強い意志を持ってエネルギー問題や環境問題に取り組む。その姿勢に共感して、「こんな町に住みたい。」と思って人が集うような、そんな取り組みも、崩れない定住化促進につながるのではないのでしょうか。そして同時に町の生き残りにもつながるのではないのでしょうか。と考えますが。

これは町長にお願いしたいと思います。最後にお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自然エネルギーの活用ということであると思いますが、3.11大震災時に、原子力によるあのような大きな事故がありましたので、自然エネルギーへの関心が非常に高まっていると認識しております。

そういう中で大野議員ご指摘の、この自然エネルギーへの試行といいますか、考え方を広めていこうと。これからの町づくりにおいて、この自然エネルギーの活用を政策として取り入れることはできないかというであると思いますが。

私も、これから非常に自然エネルギーの活用というのはすばらしいテーマであると思います。これは短期的なちょっとすぐうんぬんという事はできませんけどね。

先日、知事との懇談会におきまして、私も自然エネルギーの活用について質問をさせていただきまして、主に質問があった風力に関してでございますが、これについては小型の各家庭においての、風力発電については、政策環境課と。環境部門で担当すると。しかしながら大型の、

町が総体として大きな事業として取組む場合は、商工労働部に所属するというような答えをいただきましたので。

まあ、いずれにいたしましても、これまで今いろいろご意見いただいておりますが自然エネルギーへの取組みは、これからの御宿町にとって、非常なすばらしいテーマであると思いますが、前向きに検討して行きたいと思います。

○1番（大野吉弘君） ありがとうございます。ただ単にね、エネルギーへの取組みということではなくて、地球規模での環境破壊が進行する昨今、地球をどうするんだというテーマは、本気で今、検討されて協議されてます。御宿だから関係ないんじゃないくて、日本だから関係ないんじゃないくて、日本だからやらなきゃいけない。御宿だからやらなきゃいけないこと、やれること、その生き方とか、進み方が、御宿を生かすのか死ぬかに直結すると思ってます。

町民が、町が意思を持って、ぜひ、御宿町をね、次世代へいい形で引き渡したいと思えますんで、みんなで頑張りましょう。よろしくお願いします。終わります。

○議長（中村俊六郎君） 以上で1番、大野吉弘君の一般質問を終了します。

ここで2時30分まで休憩します。

(午後 2時20分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時34分)

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（中村俊六郎君） 暑いようですので、暑い方は、上着を脱いでやってください。

続きまして、3番、石井芳清君、登壇の上、お願いします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

それでは、通告にしたがいまして、一般質問を始めさせていただきます。

今日は、町長の政治姿勢ということで、「命と暮らし応援の町」そして、「地デジ難所世帯の対応」、大きく2点に分けて正して参りたいと思います。

まず、安倍首相によります、アベノミクスと町民の暮らしについて、お伺いをいたします。

安倍首相は、つい先日まで、株が上がったと盛んに自慢しておりましたが、先週金曜日には、2ヶ月前の水準まで、下落をしております。約、この間、国家財政規模の資金が消えたと、報

道もされているところがございます。読売新聞の最近の調査によりますと、「景気回復を実感していますか。」という問いに対して、「実感してない」と答えた方が、実に76%にも上ったということです。

賃金は、安倍政権になってからも下がり続け、3月の給料も前年比で、マイナスが続いております。金融緩和にも関わらず、三大銀行の中小企業向け、貸出比率は史上最低となり、企業の設備投資は五期連続でマイナスと報じられています。

賃金と中小企業と設備投資という経済の土台のところでは、落ち込みが続いております。本日6月定例議会ということで、職員の給料の削減も提案されておるところでございます。

一方、急激な円安で輸入食品、生活用品、電気、灯油などが値上がりをしています。燃油高は、イカ釣り漁船に一斉休業を余儀なくさせ、ハウス農家・運送業者に大打撃を与えています。中小企業は仕入価格が高騰しているにも関わらず、安易に価格には転化できず経営への圧迫が、大変深刻となっております。

ある飲食店では、器を小ぶりの物に替えてしのいでいるという話もございました。同様に、食料品なども内容量を減らして、当然、表記も変えてあるわけですが、内容量を減らして、価格上昇を抑えているという、報道もされております。

それとは、対照的に、一握りの富裕層は大幅に資産を増やしております。日経新聞電子版4月15日付けは、この5か月の間に、保有株式の時価総額が100億円以上増えた株主が38人になると、報じております。

この間の株高で最も儲けたのは、国際的な洋品会社の一家ということでございます。半年間になんと、1兆円の資産を増やしたとされております。これは、1日に55億円、1時間当たりにしますと、なんと2億3千万円。

仮説でございますけれども、そういう計算になるということでございます。時給2億3千万円ということでございます。

で、この会社は、新卒社員の使い捨てを繰り返し、ブラック企業とも批判をされている企業でございます。こうした企業の経営者が、日本の儲けからしちゃうという、元々いえるでしょうか。

しかも、国税庁の資料によれば、負担率が申告所得で1億円で26%をピークに逆に下がり始め、100億円では14.2%に減じるという、お金持ちほど低い所得税の負担になっているのが、今の日本ということでございます。

更に先日、安倍首相は成長戦略として、企業が世界一活動しやすい国をつくると言っており

ます。

1つは、正社員を2つに分けて、地域や業種などを限定した限定正社員をつくり、所属している事務所が閉鎖されたら、一緒にまとめて解雇されるという仕組みをつくるということであり、ります。

もう1つは、ホワイトカラーエグゼンプションとあって、サービス残業を考案化していくことが、検討されております。

更に、来年の消費税増税、そして社会保障の解約と一体であります。生活保護の大幅引下げに続き、年金給付の連続削減、そして支給開始年齢68歳から70歳の先延ばし、医療費の窓口負担の引上げ、介護の保険料の引上げと、要支援者の保険はずしなどが計画されていると報道されております。

それで、来年、再来年と、消費税の連続増税が、いよいよ実行に移されようとしています。ただでさえ、働く人の所得が減り、中小企業は消費税を販売価格に転嫁できず、身銭を切っ払っている。そこに13.5兆円もの増税を被せれば、日本経済のそこが抜けてしまう。

これは、誰の目が見ても明らかではないでしょうか。町民の暮らしも自治体運営も先行きがなくなってしまう。

増税するならば、まず、株で大儲けしている裕福層、そして、260兆円もの貯めこみ金がある大企業にこそ、応分の負担を求めるべきではないでしょうか。日本の非正規雇用の割合は、この間、35%まで増え、平均給料はこの15年間で、70万円も減ってるということでございます。

ここに今の日本経済が、デフレ不況に陥った最大の原因があると考えます。この政治を改め、国民の所得を増やすことが、最大の景気回復の道であります。政治のイニシアチブで内部留保を活用し、大幅賃上げで不況脱出を図る、庶民の懐を温める政治に転換すべきではないでしょうか。規制緩和万能、競争原理至上主義を改め、ルールある経済支配をつくることこそ、求められていると考えます。

自治体の使命は、住民の福祉の増進にあります。本年度の予算を見ましても、町税は昨年度と比べてマイナス予算となっております。円高による諸物価の高騰など、景気引下げの削減もうけているし生活保護の大幅引き下げ、年金給付の連続削減、そして支給開始年齢の先延ばし、医療、先行き費の窓口負担の引き上げ、介護の利用料の引き上げなどが計画をされています。働く人の所得が減り、中小企業は消費税を販売価格に転化できず身銭を斬って払っている、そこに13.5兆円もの増税を被せれば日本経済の底が抜けてしまう。政治のイニシアチブで内部留保を活用し大幅賃上げで不況脱出を図る政治に転換すべきではないか。要因の方が、今後

大きいものとするものであります。

そこで、アベノミクスへの町長の所感、そして、町民の暮らしへの対策について伺います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） アベノミクスへの所感ということでございますが、少し述べさせていただきます。

昨年12月に執行されました、衆議院議員選挙におきまして、自由民主党は「日本再建、日本を取戻そう」というスローガンのもと国民の絶大なる支持をいただきまして、政権交代をはたしました。

その後、安倍内閣が発足し、2月28日の国会姿勢方針演説におきまして、まず、強い日本をつくるための自主独立の精神を促し、東日本大震災からの復旧復興、経済外交中心とする力強い政策を、意思と勇気をもって推進し、世界一安心安全な国を目指す指針が示されました。

この中で、とりわけ強い日本を築くため、経済政策を重要課題としてとらえ、アベノミクスとして大胆な金融政策、機能的な財政政策、民間投資を喚起させる成長戦略という3本の矢が、放たれたしだいであります。

安倍内閣が発足して、およそ半年が経過いたしておりますが、まだ走りだしたばかりでございますので、過程を見ていきたいと。まだ過程であります。

これからが真価を問われるところだと考えております。これから、実態経済がどのように推移していくのか、注意深く見守っていきたい。

国民の大きな支持を得て発足した、政権与党、安倍内閣でありますので、国民の期待にぜひ応えていただきたいと思っております。

経済政策について、分野分野によって違った成果効果がでたり、あるいは結果が早く出たり、遅くでたりしております。一概には、良い悪いと言い切れない部分がありますが、私は総体として、この半年、アベノミクスについての政策を遂行したことにより、景気は回復傾向にあると認識しております。

推移を見守るとともに、景気の上昇を期待していきたく思います。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 安倍晋三首相の経済政策であります、アベノミクスが及ぼす町民への、町民の暮らしへの影響と対策でございますが、安倍首相は日本の経済の足を引っ張るデフレから脱却し、経済成長に繋げる戦略として、「公共工事」・「金融緩和」・「成長戦略」の3つを「三本の矢」として、次々実行すると表明しております。

町民への影響でございますが、個人の状況により受ける影響は異なるものと考えられますので、一般的に言われます影響と申しますか、目指す成果についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の「公共工事」は、事業増加により雇用拡大と所得の増加を図り、購買力を増強することで、物価の上昇を期待しております。

2本目の「金融緩和」は、日本銀行が民間銀行の持つ国債を大量に買取ることで、民間の銀行に現金が回り、それを企業や個人に貸出し、社会全体で投資や買い物を増やすことを期待しております。

3本目の「成長戦略」でございますが、企業活動の妨げとなっているルールの緩和や成長分野への政府の支援の実施でございます。政府の規制会議が6月5日にまとめた127項目にわたる規制改革の答申は、「エネルギー・環境」、「保育」、「健康・医療」、「雇用」、「創業」の5分野からなり、即効性があり、緊急度の高い項目を優先としたとされております。

農業分野では、土地の集約化によるコスト削減の実現と耕作放棄地の解消、観光分野では、外国人へのビザの発給要件の緩和による外国人旅行者の増加などが掲げられていますが、これらの政策が着実に実行されて成功すれば、国民1人あたりの国民総所得が、10年後に150万円以上増加するとされております。

町民への影響といたしましては、特に「これが」というものを今のところ持ち合わせておりませんが、インフラの整備、成長分野の投資等による、安全性や利便性の向上と経済成長によります所得の向上が、期待されるところでございます。

いずれにいたしましても、今後示されます、政策の具体的な内容を含め、政府の動向を注視して参りたいと考えます。

○3番（石井芳清君） 今の国民総所得、GNIっていう単語で呼ばれると思いますけど、これは国民総所得なんですね。国民の給与じゃないんですよね。ですから、これは海外での企業活動、それも含めて、昔だったら、GNP、GNIということでございますので、国民の資産がどのくらい増える。ということではないということだと思います。

それから、そういうふうなことが御宿町にあるのかといたら、課長が述べたとおり私も先ほど、細かい話は述べましたけれども、多くのガソリン、灯油、そして食料品ですね。こういうものが次々値上げになっていると。また、値上げを予定されてるということで、連日報道されております。

一方で、先ほどのいったとおり、そういう利益を上げた人たちが、しかるべき利率で、税として入ってくれば、これは交付税として地方に還元されると、いうことですが、国税庁の

資料を見ての報告でありますけれども、逆に1億円から収入が増えるにしたがって、実質的な負担というのは下がっているというのが、今の日本の税率ということでございます。まあ、そういう人たちが、御宿にゼロということはないでしょうけども、わずかにということじゃないかと思えます。

それから、そういうことでもし増えるということであれば、今日も提案をされております国保税含めたね、収入が増えてくれば、当然、能力が高まるわけですから、国保税値上げしなくて済む、ということになると思うんですよね。で、引続きこれは税の担当者がいいんでしょうかね。収入の面で。今年も私、先ほどいいましたけども、今年の当初予算、町税では、マイナスシーリングでの、提案だったと思うんですけども、これはどうなんですか。大幅にあがるってことなんですか。それとも少なくとも同じレベル。

町長もね、まだまだ状況はつかめていないという話があったんですけども、それについては担当者としては、今の経済状況含めて、どのように考えていらっしゃるでしょうか。これは税の収納とかね、そういうものも当然、関わってくる問題だと思うんですけど。それについてはどういうふうに判断しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 今、国民健康保険税というお話がでましたので、申し上げますと、国民健康保険税の算定に用います所得につきましては、平成24年度課税と比較しますと、平成25年度試算時における所得は、約1億8,350万円の減額となっております。

この平成25年度試算時の所得は、平成24年1月から12月までの所得であり、安倍内閣が発足したのは、平成24年12月ですので、経済政策の影響がでるとすれば、平成26年度の課税からではないかと思われます。

また、年の途中で経済政策の影響がわかるとすれば、9月の法人町民税の中間申告であると思われます。以上です。

○3番（石井芳清君） はい、昨年度大幅に減額したということですよね。国保税を見てもそういう状況があるということ、それから今、簡単にいうと、なかなか今の状況は判断できないと、9月の法人税の課税の状況を見て判断をしたいという答弁だったと思います。実体的にはほとんど、今回のアベノミクスでの恩恵っていうのは、私は御宿の町民にはほとんどないのが実態ではないかと、いうふうに思うわけですね。この間、各議員からも、特に今年度予算の各契約ですよね。そうした事業の前倒しで行うべきではないかと、というような提案もされておったと思うわけでありませう。

これは、この間ずっと比較的、国や県からくる補助金とか含めて非常に遅いと。下手すると収納間際になって、御宿にくるとというのが実態で、なかなか契約事務が遅くなってきたのが、実態だと思うんですね。

これやっぱり、本来行うべき施策としてですね、やっぱり暮らし、先ほども課長も町長も述べておったそういう一つひとつが予算執行が、町民の暮らしに直接関わってくるわけでありませう。直接的には、特に各道路だとか建設ですよ。

その他の補助金等もあるわけですけども、こうしたものをできるだけ早く執行すると。

そして年度内にその効果を高めていく、ということが当然必要だと思うわけですけども。

予算執行についてですね、どのように指示がされているのか。

そして具体的にどのように、こう、予算が執行されていくのかということについて、説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 予算の執行の前倒しについてということでございますけども、長引く円高、デフレ不況からの脱却し、雇用や所得の拡大を目指す取組みとして、日本経済再生に向けた緊急経済対策の早期執行について、政府の発言を受けまして、都道府県または市町村に対しても、今年の2月に早期事業執行について通知がございました。

また、今月5日にもですね、公共事業等の早期執行に取り組むように県を通じて総務省から通知があったところでございます。

町におきましても平成25年度と予算の執行につきましては、それぞれの事業計画や目標に向けて適切な執行が図られるよう、進行管理に努めるとともに、早期に事業効果と経済効果が表れるよう、早期の予算執行について5月に入って各課に、依頼をしたところでございます。

現在の状況でいくつか、具体的な例を申し上げますと、消防団の元10分団詰所や月の沙漠記念館付近の倉庫の取壊工事について、早期に設計に着手いたしまして、今、工事に向けて準備を進めておるところでございます。

また、御宿中学校付近の元教職員住宅解体工事につきましては、今、発注の準備を進めておるところでございます。その他、月の沙漠通りの交通安全対策や、御宿保育所裏付近、また天ノ守や御宿台地先の道路保護工事について、ただ今、発注の準備を手続きを進めているということでございます。

また、元気交付金については交付についての、スケジュールが1ヶ月半遅れておりますけども、今後、元気臨時交付金事業が確定して参りますけど、こちらについてもですね、事業年度

の前倒し分を計画に盛り込むとともに、予算を承認いただいた際にはですね、早期に執行できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、それではちょっと個別に各課、例えば道路関係で平面検査ですか。そうしたものの平面グレー面、この調査も行うというようなことも予定されておったと思いますが、大きなところで今、いくつか具体的に報告を受けましたけども、また水道事業の方もですね、いくつかあったと思いますけれども、それについて報告を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のありました、道路の性状調査等につきましては、現在、事業の実施に向けて調整を行っているところでございます。

その他、月の沙漠通りのコーンの設置等についても現在発注の準備を進めているところでございます。水道事業につきましては、計画では5月、6月の着手を計画の中には計上していたんでございますけれども、明日、補正予算等でも説明させていただきますが、故障等が相次ぐ状況もございまして、若干、計画が遅れ気味な状況でございます。以上です。

○3番（石井芳清君） はい、あと教育関係は確か、運動場ですか。先般区会の方では、説明をいただいたところですけど、そしてまた本日、運動場そのものの契約についての議案も提案をされたところでございますけども、これも地元対応含めた、そういう契約内容になってるかと思っておりますけども、分割等もされたというふうに伺っておりますが、そうした事務について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 御宿中学校屋外運動場の整備工事ということで、今回6月11日に、入札を行いました。今回議案を提案させていただいております。

あと前回、全員協議会の方でもお話がございましたが、より幅広く入札へ、参加できるような形ということで、排水、それから散水工事につきましては別途、今後入札を行っていく予定でおります。

○3番（石井芳清君） 基本的には、町内業者ということなんでしょうか。

入札については、何か制限があるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 当初は1本でいきますと、8千万以上ということで、Aランクの業者ということでしたが、3本に分けることによりまして、町内業者等、参加できるような形での、入札を行っております。

○3番（石井芳清君） はい、わかりました。

今後でありますけれど、企画財政課長から、いわゆる元気交付金について、これも前倒しで進めたいということで、これも今回、議会の方には説明があったわけでありまして、今、どのような事業が予定をされているのかと。

それと、その時もこれはいつ正式に採択されるということも、ちょっとまだ不透明な話も伺ったわけでありまして、これについては、その辺のところは、目処がたったのでしょうか。

そして、これはいつ頃議会で提案されるのかということですね。

もう一つはこれは年度内に全部、予算執行できるような内容なんでしょうか。

そのことも含めて説明いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 元気交付金についてということでございますが、先日の議員協議会の方でもお話をさせていただいたとおり、スケジュールについてはですね、当初の国のスケジュールから約1ヶ月半遅れているような状況でございます。

協議会で申し上げた2回目の交付限度額の照会というのも、まだ今のところまだありませんので、その後の限度額の照会はおそらく7月にはいるくらいではないかと。まだ具体的には示されてませんが、そのぐらいのスケジュールになってしまうのではないかとというふうに考えております。

事業内容ということでございますけど、まず御宿町への交付限度額は第1次分ということで、ほぼ、このまま確定するというようには見ておりますけれども、5億3,106千円ということでございました。

こちらについて充当できる事業につきましては、地方債が発行可能な建設事業等ということになってございます。事業の実施年度につきましては実施計画に掲載するもので、25年度及び26年度に実施する事業とされております。26年度の事業につきましては、今年にですね基金に積立てまして、26年度に取崩し、事業に充当することとされております。

事業の選定にあたりましては、総合計画アクションプランに掲載した事業を中心に、この事業の年度の前倒しや拡充、また議会からご提案いただきました事業や防災などの早期実施を検討する視点で行っております。

先にご紹介させていただきました事業の概要を申し上げますと、

1点目は、こちら議会からご提案いただいた事業であります、避難所において水を確保す

るために5ヶ所の避難所に井戸の設置を行う事業でございます。

また2点目は、停電時においても活用できるソーラーパネル、バッテリー、避難所名称看板付の照明を5ヶ所の避難所に1基ずつ整備する計画でございます。

3番目といたしまして25年度の当初に計上いたしました、御宿小学校の用具倉庫の建設事業を対象事業として、充当するものでございます。

4番目については、当初予算に計上いたしました、御宿小学校2階のトイレ洋式化を対象事業とすることに加え、5番目としてアクションプランで来年度に計画をしておりました、3階についても併せてですね、前倒して実施を計画するものでございます。

6番目には平成25年度当初予算に計上した道路排水整備事業を対象事業として充当を予定するほか、7番目として計画の前倒し拡充として、舗装改良排水整備などを追加して行う計画でございます。

また、26年度に向けましては、アクションプランに掲載計画しております、旧岩和田小学校の耐震、雨漏りなどの改修事業、御宿小学校正門から国道までの擁壁の改修事業。

また、同じくアクションプランで27年度に計画しておりましたが、御宿小学校の東側外壁の改修事業、また、来年度に予定する道路改良事業などを予定しております。

また、町営野球場のトイレ改修事業などについても、計画に位置づけ、詳細は今後検討していくこととさせていただいていたところでございます。

新たに2回目限度額を示された後に、実施計画の提出と補正予算をお願いし、早期に具体化できるように努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○3番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

それでは、かなり細かい事業。

また多額にわたる補助をですね、交付金もいただいて整備がされるというふうに理解をしております。

また、そのほとんどが、少額で、これは町内業者でほとんどできる、そういう内容ではないかと推察するわけでありまして、で、そこでお伺いしたいと思うわけでありましてけれども、次に移りますけれども官製貧困を生まないためにということで、発注や契約の適切な執行が必要ではないかということでございます。これにつきましては平成…約1年前ですか。一般質問で公契約条例の制定を求めるといって提案をしたことがございますが、この時も検討してみたいという、確か答弁で終わっておったかというふうに思うわけでございます。

入札そのものもそうですけれども、この間、例えば直近ですと、今日も補正予算の方にでいて

る海の監視委託。私も以前プール運営委員会に所属しておりましたので、いわゆるプールの監視委託、これも年々予算単価が下がってきましてね、最終的に予算調整でも11月、12月です、予算調整時でもこれ業者があたらないと、いう状況が生まれたことがありました。

で、ちょうどそれと前後していわゆるプールで、子供が死亡すると。給水管の方に引込まれて死亡する事故があったと。

ということの中でですね、やはりきちんと監視員を置くべきではないかということで、その後大幅に監視委託料を増額したと、というような経過がございます。そういうこともありますので、やはりきちんとした成果ですよ。安ければいいだろうということには、私はならないと思います。

今、この、公契約というのが、その後もさまざまな地域でいろいろ議論されてきてだんだん増えて来てるのが実態です。ま、残念ながら町村なんかでは、まだないんでしょうか。

比較的大きな市、段階が今、導入を始めてるのが実態だというように思います。

で、その中で、私、いくつか調べてみまして、私、大事だなというふうに思いましたのは、今、言ったような単価ではなくてね、総合評価方式。これは何か先ほど広域ごみ処理事業の契約の中で、今回は総合評価方式にしたいということで、時間をいただきたいというような説明があったようでございます。

で、大きな自治体がこの入札に総合評価方式を採用するようになったということでもあります。これは、提示された価格と合わせて技術者の配置、管理体制、事業実績などの技術力を加味した総合評価によって契約相手を決め、業務の質の確保を図ると。

大阪豊中市では福祉雇用というのを加点に加えてる、ということだそうです。東京日野市では一定水準の賃金の支払いが、評価基準に加えられていると。更に男女共同参画、障害者雇用、地域福祉、環境対策、地域防災協定。もっと細かなところでいきますと、地位の自治会や自治会や商店会活動などへの協力。それから下請けや外注における地元業者の活用。そのように地域社会への貢献を評価点とすると。

さまざまな工夫が各自治体でされているということでございます。

自治体が目指す町づくりの政策や、社会的価値の実現ということを考慮して、地域の事業者を評価し、誘導していくということは、私は可能ではないかというふうに考えるわけでありませぬ。

たとえば労働環境のチェックシートをしていると。それからもう一つは、先ほどプールの事でちょっとご紹介しましたけれども、いわゆる予定価格ですね。

先ほど前段で言いましたけれども、さまざまな物が値上りしてますね。それからこの間、東北、東日本大震災、この工事関係で御宿中学校体育館もね、これもやっと工期、間に合いましたけれども、夜間も土日も含めて突貫工事で作業していただいて、何とか卒業式をです、新しい体育館で行うことができたということが実態だったと思うんですね。いわゆる予定価格そのものがですね、今、実態と合わなくなってきたのではないかと思うんですね。これを町独自で決めるかどうかというのは、これからは、このところは勉強のしどころだと思うんですよ。

ですから私はそういう予定価格のやはり、いわゆる設計単価の見直しですね。ここに先ほど私が述べた、そういう政策的判断、地域町づくりへの判断。こうしたものを加味すること。で、いわゆる公共基盤ですね。そうしたものを道路を含めて、作っていただく。今年もいろんな事業予算の中に入っています。

確か、社協の施設なんかも改修に入ってる。こういうこともあります。それから、もうちょっと大きい話ですと、保育園。これもこれからね、建替えにむかって行こうじゃないかということなんかも言われています。

それから消防館なども統廃合の中で新しい観点の中でね、建設していこうじゃないかということも、研究されてるというふうにも伺っています。で、そうした物をお互いが力を出して作っていくと。それがいわゆる公契約であり、たとえば、もう少し大きな意味では「町づくり基本条例」というのがあって、その中で一つひとつをうたいこんでいくと。

先ほどもたとえば御宿高校の契約の話もありましたけども、これも企業誘致条例とかがあって、大きな枠組みの中で御宿町はこういう観点の中で、来ていただいた方にはこういう施策がありますよと。いうふうに最初からうたってあればね。ジグザグしなくて済んだわけです。これも総務委員会に、今年中の策定ということで、協議がきておりますけども、あれも今年度に入って事務が進んでないと思いますけども。そうしたものをどう作っていくのか。その骨子をどうしていくのかと。総合計画はできました、実施計画ができました。じゃ、その次に、今もずっと契約の問題を述べていただきました。また前倒ししていただきます。

しかしそこにですね、せっかく発注してもそれは無いよりはいいかもしれませんが、そこで働く人たちが、本当に生活できるのかということ。それから御宿町づくりに対して、どう永続的に貢献していくのか。たとえば御宿町の事業所の方々、土建屋の方々なんですけども、たとえば砂嵐、冬の雪ですね。こういう時は率先してやっていただいているじゃないですか。

こういう事業所、なくなったらその時どうするんですか。課長1人であの大きいブルドーザー1人でやるんですか。それこそ地域の力ではないでしょうか。

そういうものをどういうふうに位置づけるのかと、いうのが公契約であり、もう少し大きい意味では、町づくり。

もっと個々にいえば先ほど言った、じゃあ、企業誘致条例を作りますと。じゃあ、そういう中で一つひとつ位置づけて、その中からどういうふうに施策を展開して、どういう契約をしていくのかと。将来にむかってどういう町民に担保していくのか。ということが明らかになるのではないですか。その度ごとに職員のみなさん大変な苦勞をされて事務作業をする。もうちょっときちんと定めていけば、それに基づいて、一人ひとり、一つひとつの課が作業していくと、ということだと思うんですね。

で、ありますが、じゃあ、この検討いたしますということでありましたけど、どのように検討されていたのか、今後どうするのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 官製貧困を生まないための発注や契約の適切な執行について、ということですが、公契約における発注において公共工事の品質を確保し、従事する労働者の適正な賃金を保障し、官製貧困と呼ばれる低賃金労働者を拡大させない取組みとしての公契約制度が関東地方中心にですね、条例化を図る動きがあることは認識してございます。

個々の賃金や給料に関する重要な課題であるというふうには考えております。町の方でも公共工事の設計、発注、契約についてですね、適切な執行について努めては参りますが、公契約制度につきましては、公契約制度の契約の範囲、また適用される労働者や賃金基準等について、今後ですね、調査研究を行うとともに、国の動向、近隣の市町村等の動向を踏まえながらですね、今後も引続き注視しながら、検討をさせていただきたいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、条例化を待たずに一つに契約だとか入札、事務等の中でですね、そういう設計単価の中の給料の要するにそこで働く人たちですね。労働者の人たちにいくら位払われるかってのは、どのように考慮されているんですか、今、現在。わかりますか。

それともそれは判断にはいっていないということなんでしょうか。

単価ですね。労働者の1時間あたりの単価。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 設計にあたりましてはですね。千葉県の単価を採用してございます。

○3番（石井芳清君） はい、まあ意味わかりました。

そうすると、先ほどもう一度繰返しますけども、予定価格ですよ。

これそのものが、すでに本当に生計営むと、持続的に経営を営むというものに達していない。要するに下がってるのではないかと、それからそういうことを育てていくと、そういう中でですねそうしたのも改めて政策的な判断が求められると、御宿町では今すぐ決められる問題ではないかもわかりません。

しかし、こうしたものもきちんと判断に入れながら、町づくりすべての産業がやっぱり、均等に力を合わせて、町づくりができるというふうに思うわけでありますので、先ほど言った災害の対応、繰返しますけど、そういうことになりますので、ただ単に安くていいと、その辺のところも今後やはり見直していくと、少なくとも契約事項について、今後そういうものを、要綱でもいいから整備をしていくということが、大事になってくると思います。

それとも今のままで全く充分だと思っているのか、それについてですね、もう一回判断について聞きたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 個々の賃金給料に関する重要な課題ということで考えてございますので、今後ですね、必要な部分について研究させていただいて、要綱と定めることを検討して参りたいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、わかりました。

次、同じ立場ですけど、特に役場、最近、臨時職員ですよ。こういう人も大変多いと思うわけでありますけども、この人たちも本当にそれで家庭を持って、子供を育てていく賃金なのかと。確かに半年雇用とかという条件はあるんでしょうけど。そうしたものを踏まえて、今、何人ぐらいいるのかと。

まあ、これからというものもありましようから、昨年度ベースでも構いません。そしてその賃金は今、いくら位なのかと、いうことについて、すみませんが説明いただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 町の臨時職員。各課合計でですね。

これは外部、町の外の団体ですね、保育所、衛生組合、BG それ全部含めましてでですね、昨年4月1日で57名。今年4月1日がですね、採用の方が退職で辞めましたんで、今の段階では同数、57名います。

これについて、一般の事務については、賃金について日額6,400円、職種によってですね、資格を持っている者、保健師とか介護支援員、そういった職種によって金額が変わってきます。

ちなみに保健師の資格を持っている者は10,000円、あと保育士6,900円。

あと、たとえば、大型免許でバスの運転手の資格を持っている者については7,600円と、その職種によって賃金を変えてるような状況です。

ちなみに一般事務6,400円で、千葉あたりですと、時間給810円位ですが、やはり県北といえますか、松戸、あと浦安、習志野等がこの辺の南部より高い状況で、特に松戸あたりでは調査ですと、一般事務の報酬が調査の結果では1,000円というふうにでております。うちの方では、826円ですので、地域によってはやっぱり格差があるという状況でございます。ただ、私どもの町の賃金についても、専門職がいろいろあるんですが、近隣の団体の状況等をですね、勘案して設定し、見直しをしているという状況です。

○3番（石井芳清君） はい、えっと、10,000円になりますと、大体1月と20日間ですかね、20万円。で、諸手当はほとんどないんでしょうね。諸手当はどうなんですか、臨時職員の。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 時間外の場合はありますけど、通常の勤務それ以外には、ございません。

○3番（石井芳清君） はい、6,400円ですと、20日間で12万少しですか。

これ男女とも、基本的には同じですよ。ですから、継続的につてことでもないんでしょうけど。ただ職種によっては、非常に長いところもあると思いますし。

じゃあ、この人たちがそれで一定の資本ができて、独立できるのかということでもないと思うんですよね。これもうほとんど生活給、生活足らないのが実態ではないんでしょうかね。

あの子ども達を育てると、いうのが実態だと思うんです。まあ、確かに御宿町だけ特質した給料体系になるってことも、なかなか現実的にはないって思うわけですけども。

これやはり同じ労働であれば、本来であれば同じ給料が支払われて、私は当然だ、というふうに思うわけでありますので。

それともう一つは、労働の質ですね、成果と申しましょうか。そういうこともありますが、今後については、これでは私は、ただ単にたんかの引下げですか。ということになりかねない。それとそういう人たちが、じゃあ、それで生活できるのかと、いうことでは私はないと思うんです。そうすると大型店なども、高校卒業とかね、非常に若い方がね、ほとんど数時間程度。細切れに使っていくという状況の中です。

なかなかそういうきちんと、手に職を持ったそういう軸にならないというふうに言われております。じゃあ、こういう人たちも臨時で働いてる方も、じゃあ、そういう役場に勤めた中でね、

腕に職を持って自立できるのかと、じゃあ、また正規雇用の道が開かれるのかということも、現状ではなかなか厳しいのではないかというのが、実態だと思います。じゃあ、それでいいのかということになるかと思いますが、これは、職員というよりもやはり町長、政治家の判断だと思います。町長、今後こうした賃金体系も、ちゃんと子供を産み育てられると。臨時職員にあっても。そういう体系に私は、基本的にしていくべきだと私は思いますし、これは、やはり今後、国・県に対してもそういう対応を取っていただきたいというふうに思いますが、そういう判断を承知するのか。

それとも、嫌、今までどおりでいいと考えるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 職員等に関しまして、職員の適正化計画がありますがね。

そういう中で、非常に職員数も限られている中で、臨時職員の採用が増えております。

ご指摘のとおりですね、臨時職員の皆さん方にも、いろいろなお仕事をやっていただいて、非常に重要な仕事もやっていただいておりますので、今、ご指摘にあったとおりですね、私も、当然、一職員として重んじて給料等の、対策については考えていきたいと思っております。

○3番（石井芳清君） 了解しました。

ちなみに御宿町にも、集中改革プランというのがありますが、これは少し古い話なんですけども、2011年でありますけども、当時の片山総務大臣、記者会見の中で、こういう話をしていくということが報道されています。

集中改革プランという法的根拠のない仕組みを、全国に強いてきたというこの解除ですね。もともと、法的に有効な通知ではありませんから、以前進めていた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では業務と職員とのバランスは、自ら考えて定数管理等はやっていただきたいと、発言しています。ということが報道されています。

まあ、また安倍内閣になって先ほどいった中で、この職員管理というのは、逆にいうと厳しい方向になっているのかなとも思いますけども。まあ、一大臣の発言ではありますけども、こういう報道があるということは承知していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

「T P Pの参加による影響と対策について」伺います。

さて、この3月14日ですか。安倍首相は15日ですか、T P P参加を表明いたしました。これに対して、農業団体それから漁業者団体それから商工団体、そして医、師会ですか、日本医師会。

こうしたものが、再度、たとえば農業者漁業者につきも、断固反対だと。

それから医師会についても、この発言を踏まえて新たに整理して引続き、日本医師会は、日本のTPP参加について全面的に反対をする。という立場で臨んでいるという報道がされております。今月に入りまして、北海道では全北海道と、当然、超党派の中です、断固反対だということで集会が開かれて、デモ行進がされたというふうにも報道されております。

このTPPであります、一般的には農業、漁業程度の認識しかないということでもありますけれども、これ、大変多方面にわたって大きな影響があると。まさに、この日本の枠組み、そのものが変わってしまいます。土台が変わってしまうと、いうふうに言われております。農業でありますけれども、たとえば、農業についても、農業は保護されているというふうにも言われておりますが、今でさえ、日本の農産物の関税率は11.7%ということで、これはアメリカに次いで世界で2番目に低くなっているということがございます。これ以上というか鎖国どころか、充分すぎるほど開かれているのが、今の日本であるということでもあります。

そして、この農業であります、これが自由化されますと、たとえば、オーストラリア、アメリカでは耕作面積一戸あたり日本の100倍といわれております。オーストラリアでは、1,500倍だというふうにいわれております。

で、9ヶ国交渉で求められたTPPの対応、これは2011年11月12日に発表されておりますけれども、これは商品サービス貿易や投資への関税や障壁を撤廃すると。

物品貿易に関するパートナー参加国の現在WTOの義務の超えた約束を組むパートナー間の関税撤廃と貿易障壁となりえる非関税障壁の撤廃に取り組むというふうに明記されて、いわゆる農林水産品、米、小麦、砂糖、乳酸品、牛肉、豚肉、水産品を含む940品目。

これらは、これまで除外とされた項目であるというふうにされております。

そして、農業食糧だけでなく、暮らしと経済のあらゆる分野が、交渉に対象人とされているというふうにも報道されています。

TPP協定交渉では、政府調達、金融投資、環境、労働など、20の作業部会が設けられているというふうに報道されております。で、まさにアメリカ型ルールが押しつけられているのが実態ということがございます。

特に食の安全、医療、官公需、公共事業の発注、金融、保険、労働などで国民の生活や、安全を守るルールと監視体制、中小企業を支援する制度などが大きく崩れる。いわゆる非関税障壁ということで撤廃されるという、危険が大問題となっております。

国民健康保険については、これはアメリカは、民間医療保険や医薬品など市場を開放すること

を繰返し要求し、その障害として日本の公的医療保険制度、国民介護保険制度を標的にされております。先ほどの医師会も、このTPPの参加の懸念として、混合診療の全面解禁で、保険のきかない医療が拡大すると。所得によって受けられる医療が制限されると。それから、株式会社の病院経営の参入による儲け本位の医療、これは今、医療法では禁止されている条項だと認識しております。不採算部門の切捨て、地域からの撤退が挙げられています。今でも、医療崩壊が叫ばれてるなか、こうなれば、この地域の医療を、また更に崩壊されるという懸念が強まると思います。

また、地元中小企業向け官公需発注が困難になるということもいわれております。TPP交渉分野のひとつである政府調達、政府や地方自治体の物品購入や公共事業で、国際入札を義務付けることなどが検討されております。そうしますと御宿町まで来ないでしょうけど、国や県、そういう大きいところはどんどん外国から入札が入ってくる。そうすると、先ほど公契約ということで地元企業や事業所を保護しなさいというふうに私、提案をしてきましたけども、こういうことも非関税障壁の一つになりかねないと。で、大きい事業所がどんどん中小の自治体にも契約にも参入してくる、というような事態になりかねないということもされております。

それから自主共済も廃止になると思います。それから労働法制、これもただ働き残業、先ほども申しあげましたけどホワイトカラーエグゼンプションの導入、それから会社が自由に解雇できると、解雇の金銭解決、労働者派遣法の一層の規制緩和が検討されるというような報道をされております。

これでは、成長戦略どころか、地域経済と雇用の内需に大打撃になるというふうにも思うわけであります。そこでお伺いをいたします。まずこのTPP参加ということに対しての所管を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それではTPPについての所感について、少し申し上げさせていただきたいと思います。TPPは加盟国の関税撤廃等による経済の自由化を目的とした経済連携協定であります。日本はこの3月15日に正式に交渉参加を表明いたしまして、4月24日には、現加盟国と交渉国11ヶ国から日本の交渉参加が認められ、今後、米国議会の協議機関を経て、7月末頃には交渉参加が正式に認められる見通しとなっております。

政府は総理のTPP交渉参加表明を受けて、3月15日に日本経済全体及び農林水産物に与える影響を、再度試算いたしております。その試算によりますと、日本経済全体に対する利益は3.2兆円、農林水産物の生産の減少額は3兆円となっております。

T P Pに参加するとき、国益の堅持、関税の聖域の維持ができるのか、これがひとつの大きな課題であると考えられます。

国益を守るといふこと、農林水産業を守るといふことがどのような形で行われるのか。農林水産業の減額部分3兆円をどのように手当していくのか、今後、国の政策をみながら国の動向を随時チェックし、県とともに関係団体とともに、対応策を図ってまいりたいと考えております。

本会議におきましても、T P Pに関する意見書の提出が予定となっております。

いずれにいたしましても、T P Pへの交渉参加は、世界経済、日本経済をにらんでの非常に重い判断でありますので、国の動向を注視して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで5分間休憩します。

（午後 3時30分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

3番、石井芳清君。

（午後 3時42分）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。G D Pの話であります、これ3.2兆円ということでもありますけれども、T P Pに反対するT P P参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会、これは賛同者890名超いらっしゃるようでもありますけれども、5月22日G D Pは、減少するT P Pの影響の試算を発表しております。

それによると政府の政府統一試算を前提にしても国内生産の減少は合計で10.5兆円に達し、農林水産業で146.5万人、他産業で43.7万人、合計で190万人の就業機会の消失が、あるとされております。G D Pに与える影響は約4.8兆円の減少となり、G D Pを1ポイント押下げる結果になるということでございます。

そのうち0.6%分が生産減、就業者減による家計消失の減少というようなことでございます。これはこういう報道があったということでございます。それではこれに対して、仮定の話で恐縮でございますけれども、国の試算を含めて、当町の影響ですね。基幹産業への影響と対応について、担当から伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） T P Pへの参加による町への基幹産業への影響のご質問でございますが、大きな影響が懸念されておりますのは、畜産を含む農業といわれております。ご承知のとおり、現在、輸入作物には高い関税がかけられ、安い輸入作物でも国内では、値段が高くなるように設定されております。

本町の主要農作物である米につきましては、アメリカからの輸入の場合では、現在 778%の関税がかけられておりますが、これが撤廃された場合、千葉県試算によりますと、県産米の3割は外国産に置換わり、残りの約7割が価格が26%低下するというので、生産額といたしましては、50%の減少が推定されております。

これをあてはめると、御宿町の年間生産額、8,000 俵、1億2千万円の50%マイナスで、推定影響額が6千万円でございます。水産物では、イカの生産減少率が41%で、影響額が912万7千円、かつお・まぐろ類では同じく27%で、マイナス1,302万5千円と推計されます。

なお、観光業を含みます第3次産業への影響額でございますが、外資の参入など考えられますが、現段階での影響については明確化されておられません。これへの対策でございますが、T P P参加には、賛否が分かれるなかで、全国町村会では、国益を損なうことのないよう対応するようT P Pに係らず意見書を採択しております。

いずれにいたしましても国策でございますので、T P P加盟をにらみ、打ち出されたいわゆる先ほどの成長戦略、これと合わせまして、政府の動向を注視し、適宜適正に対応して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（石井芳清君） はい。お米で約6千万円ですか。イカが9百万円強、かつおなどで1,300万円強ですか。

県の試算の中で、それをそのままあてはめたんでしょうね。そういう試算結果がでたわけでありましてけれども、第3次産業についての影響ということでもありますけれども、元々、この間たとえば御宿町が、伊勢えび、アワビ、サザエ、それからイカ、カツオ、そして私の住んでおります農村地帯ではお米、そして今は先ほども報告がありましたけど花、蕎麦、それから花卉ですか、お花ですね。

そうしたものがあられるわけですけども、こうして御宿町もこの間、特に今年去年から6次事業ということで地産地消、御宿町の産物をやっぱり観光の中にも生かしていこうということで、町長のほうからも提案されてさまざまな事業がされていると思います。

この間テレビなどの報道を見ましてもですね、たとえばB級グルメなどにおきましても、やはりそこにどれだけ地元の産物が使われているのかと、いうことが大きな基準となっていると、

いうのはやはり御宿町内の方々もそうなんですけども、町外から来られる方がね、要するに東京とか千葉から来られて、まさか東京や外国のものを食べに来るわけじゃないと思うんですよ。

ですから、これを見ても、先ほどの単純に県の試算を御宿にあてはめても、大きな額なんですけど、これによって御宿の1次産業そのものが崩壊の危機になってしまうと。

先般も海女さんですか。海女さん、いろんなことが、この議会でも議論されております。そうしたことを含めてですね、そういう産業これから6次産業としての核の部分ですね。

人がたくさん来ていただく、そしてまた御宿の町民も身近で安心して美味しいものが食べられると、こういうものをどう作り上げていくのかと。

その中の産業ですから、暮らしが成り立っていくことだと思うんですよ。

そういうことでございますので、この間もやってくると思うんです。

特に今、進めている中山間事業。これもくどくど申し上げますけど、毎年残念ながら1年1年、こう平均年齢が上がっていくというのが、実態だと思うんですね。

それで新たに、元々農家であり、農業者なんですけども、現実的には2次、3次兼業ということで、普段はたとえば役場だとか、企業にお勤めの中で土曜、日曜、百姓をやっていると、いう方が退職されて新たに農業を、といっても技術がないんですね。

そうした非常に不安定、非常に力が弱いということだろうと思います。私は、やはりTPPがあろうがなかろうが、そこをどうしていくのかと。御宿町基幹産業ということで元々位置づけてある訳でありますけども、ここの一番大事な資源をどうしていくのかと、いうことは私は、大変大事だと思います。で、ありますから、これからもそういう具体的な要望、それからもうひとつは御宿町のこれから生きていくべき道ですね。

先位ほど前段者も、今後についてですね、そこにどう意を決して進め向かって行くのが大事だと最後、申されていたかと思います。私もそのとおりだと思うんですね。

じゃ、そこにどういうものをみんなで力を合わせて作っていくのかと、ということが一方でどちらに転んでも大事だと思うんですね。

そういうフレッシュな意気込みをぜひ生かしていただきながら基幹産業、農林業、水産業、そして全体的には6次産業、こうしたものを構築していきながら、安心して暮らしていける。

そういう食料をどう作っていくのか。またそういうものが食べられる状況。御宿町で作ったものは御宿町で皆さんが、食べていただけるものを、どう場所としてね、仕組みとして作っていくのかと、いうのが私、大事になってくると思います。我々農家も農産物買ってるんですよ、

実は。野菜も買ってます。お米も買ってる。特に、こちら側、旧御宿から岩和田にかけては、ほとんどの方が買ってると思うんですよ。ですから、御宿町はそういう面では、生産しても足りないぐらいだと思うんですね。

それだけの農地しかないのが実態だと思いますので、そういう面ではわざわざインターネット、これやっちゃいけないってわけじゃないんですけどね。

訳ではないんですけど、私は御宿町に充分消費できるものがあるとそれに対して、農家がどういうものを提供していくのか。そしてまたそれに付加価値をつけていくと、いうことも可能だと思ってるんですよ。

それにこちらの事業所さん、観光業者の方々、宿泊業だとか、それから飲食業の方々。

こういう方々もどう付加価値をつけるかと、いったなかでですね、今までの海一辺倒から山田とか体験だとか、そういうものを踏まえて、通年型観光を目指しているというふうにも伺っております。

先ほどの温泉も、その一例だと思うわけですが、そういう状況でございますので、ぜひこれもですね、国の動向も踏まえながら、御宿町としての基幹産業、引続き、私は守り育てていただきたい。

そして海も山、そして消費者を含めてですね、そういう面でも顔が見える、ところでございますので、それはぜひ音頭をとっていただきたいと思います。これ、町長、最後いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども少し申し上げましたが、このTPPに関しましては、安倍首相もですね、国益を守ると言ってるんですね。守るものは守ると、言っている前提があります。

その中で国益というのは、まさに地域地域を守るということでございます。

そういうなかで、地域を守るためには、どういう政策がうたわれてくるのか注視していきたいと思います。先ほど担当者の方からですね、具体的な細かいことは申し上げましたが、そういうなかでですね、具体的に、この地域を守る政策がどういうふうにして展開されていくのか注視して参りたいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、国政、まあ、私が言ったのはそういう国政ながら引続き御宿町の基幹産業をきちんと守り、育てていくことの構えを聞いたわけでございます。国政との観点で今、答弁いただきました。

ちょっと時間がないので、次に進みたいと思います。

それでは福祉、医療への影響と対応について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、T P Pは間接的にも、医療に影響が及んでくる可能性が高いと推測されております。

主な項目といたしましては、保険が適用されていない新薬や、保険外診療を認める混合診療の解禁。あるいは高額医療に対する私的保険の普及が拡大することによる、国民健康保険制度の崩壊、縮小、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

また、医療への自由参入、自由化による営利的医療機関の増加、医療機器、医療薬品の流入の自由化による高額な医療器材が輸入されることによる医療費の増大。こちらも先ほどご指摘をいただいております。

また、医師の海外流出による、医療関連人材の不足の影響など、5項目が挙げられているわけですが、影響に対する対応ということでは、国同士の関係、取組み方なので、実際の内容及び見解につきましては、今後の動向に注視したいと考えております。

○3番（石井芳清君） はい、了解しました。

また、大きな影響があると。もうすでに差額ベットがですね。

いわゆるアメリカがそうですけど、保険に入っていないと医療も受けられない、というのが実態になるのではないかと、というふうにいわれておるわけでもあります。

では、その中で、負担軽減ということのなかでですね、国保税これは質問した時には、まだ条例等が提案されてなかったところでもありますけれど、今般は、見ますと増税での提案がされていると、いうふうにも思うわけであります。

で、ちょっと時間がないので、簡単にいって細かいのは具体的な議案の中で、また質疑をさせていただきたいと思っておりますけども。

今般この税率改正の主要な点ですね。留意したところ。

まず、3月議会でも、この間の一般会計からの繰入、こうしたものも踏まえながら、引続き税の縮減ですね。行うべきではないか、というお話もさせていただいて、その時、町長も研究をしたいということもあったんですけど、まあ、今日のこの提案ということで、増ということでもありますけども、簡単に説明をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 国保会計の現状につきましては、平成24年度見込みで、国保加入者が平均3,276人、世帯数は1,853世帯、本年度当初におきましては、前年度比較で加

入者が約 30 人、0.92%増、世帯数で 26 世帯、1.4%増ということになっておりますが、実態的には、退職世帯の核家族化により世帯数が増えた結果となっております、高齢化の進む中で、中間年齢層の加入者に際立った変動は、特にございません。

また、近年の景気の低迷による所得の低下が、国保会計に影響しております、平成 24 年度当初課税額といたしますと、算定に用います所得につきましては、大きく減額になるという、見込になっております。

また、この辺の金額につきましては、明日またご協議いただくなかで説明差上げたいと思っておりますが、状況的には、非常に厳しい状況ということが見込まれるなかで、提案させていただきたいと思っております。

○3 番（石井芳清君） はい、まあ、状況的には大変厳しいというのはわかるわけでありませうけれども。

ちょっと簡単に近隣はどういう状況なんでしょうか。近隣の税の変動状況は、わかればちょっと簡単に。夷隅郡市で結構です。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 近隣の状況でございますが、夷隅郡市の勝浦市、いすみ市、大多喜町につきましては、今年度は税率改定を行わないということです。直近の改正は、勝浦市が平成 22 年度、いすみ市が平成 23 年度、大多喜町が平成 25 年度となっております。

○3 番（石井芳清君） はい、わかりました。

まあ、運営方法は違うわけでありませうけれども、少なくとも本年度は税率改正を行わない。まあ、私もある自治体は大変厳しい状況のなかですね、増税を検討しておつたと、改正を検討しておつたということもあるようではございませうけれども、最終的には税率をいじらない、という判断だとも伺っております。

千葉県が国民健康保険税財政安定化等支援策といたしまして、25 年の 3 月 21 日に方針を出したわけでありませうけれども、この中で県の資料を読みますと、平成 18 年が全体で 211 億円をピークに、平成 22 年度で 168 億円ということで、これ法定外繰入ですね、全県で。

そういうことだったんですけれども、平成 23 年度は 172 億円に上がっているというなかで、これはやはり住民の暮らしですよね。

それから納税状況を踏まえましてですね、やはり長の判断で法定外繰入を行っている、引続きですね、という実態が私にはここに見えるのではないかなと思うんです。ですから、そこまでしてですね、やはり負担を下げる、という状況があるというのが実態であると思っております。

町長も研究してみるということでありましたけども、一言、町長からこの税率改正について、所感を伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この法定外繰入につきましては、やはりいろんな総合的状況を勘案したなかでの実施、ということを考えております。そういうなかで、今年度につきましては、法定外繰入は予定しておりませんが、今後、やはり国保税の状況は非常に厳しい。

その年々によっても違いますけど、厳しい環境にあると思いますので、今後ともにですね、法定外繰入もやはり考慮に入れていかなければいけないのかなとは考えております。

○3番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

そのなかでですね、大きくいわゆるレセプトですね、診療報酬、請求ですね。

そのなかで、国吉病院の役割、これは御宿町も理事者の一人であります。組合の加盟の一人でありますし、ここの役割というのは、大変大きいというふうに私思うわけであります。

国吉病院は国吉病院で独自に議会を持っておられるわけでございます。

あまり踏込んだ話もできないわけですけども、御宿町この間、新病院開設の時に負担金ですね、この率を改定いたしました。

で、確かその時は率を負担率を上げたと、私は、記憶しています。

で、その実行というなかでですね。町からの要望も踏まえていわゆる直通バスですね。送迎バスこうしたものも、今、運営されていると思うわけですけど、この負担金と利用ですね。これについてどう考えているのかと、この実態をどうなのかということと、今後、この国吉病院の位置づけですね。今、病院についてのこの健全化計画、毎年度報告書が国吉病院のホームページには載ってます。それも観させていただいておるわけですけども、これについて、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、国吉病院の収支計画書によります、全体の考え方につきまして、ご説明したいと思います。

国吉病院の収支計画書によりますと、平成23年度の実績で経常収益28億9,340万円、経常費用31億220万円、純損益で赤字の2億900万円となっています。

平成24年度見込では、医療収益増により、純収益の赤字が対前年度比の半分の9,400万円で、経営状態が少しずつ改善されていく見込みのようでございます。

ただ、収支比率が急激な増加になることから、計画数値と決算では厳しい結果が、予測されま

す。

負担金につきましては、1市2町の負担割合に応じまして、当町におきましては、通常分、建設分それぞれ6%の合計3,180万8千円となっております。このうち、町には普通及び特別交付税で同様の6%、2,451万9千円が補填されているという状況でございます。

利用率につきましては、23年度実績で、1日あたり入院患者数96.7人、1日あたりの通院患者数289.7人、病床利用率67.2%にとどまっております。

御宿町民の利用率は、平成23年度実績で、入院5%、通院3.5%、歯科2.2%、依然としてあまり高くない状況ではございます。バス利用でございますが、こちらも朝2回、昼2回と運行してるわけではございますが、23年度で1回の平均利用者が2.2人、23年度におきましては3人というような数値がでております。

今後の在り方ということでございますが、経常は少しずつ上向きにはなっている状況がございすけれども、まだまだ今後の利用、全体稼働率から見ますと、病床利用率等は67.2%と、先ほどの数値、低い数値となっております。ただこれは5階の療養病床の稼働率が非常に低くなっておりまして、45%ですので、全体的にこれが下がる要因となっております。ご承知のように療養病床につきましては、末期がんの方たちとかを対象にした病床でございますので、どうしてもこちらの稼働率が低い状況という形で数値ではでております。

○3番（石井芳清君） はい。

先般の県との懇談会のなかで、確か、町長の意味ですね。千葉大以外を含めて確か、要望されておったような報道もあったわけですけども、町長も理事者の1人であろうと思うわけでありまして、国吉病院の利用状況の改善というんですか。

増について、御宿町の町長として、どのように施策ですね、考えておられるんでしょうか。

今のままで良いとは、たぶん考えておられないと思うんですよね。その辺はどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国吉病院につきまして、いろいろ管理者・副管理者会議開催時など、いろいろ懇談するときにございます。そういうなかでですね、やはりこれはどこの病院でも同じだと思いますが、医師不足、看護師不足。非常にそういう状況にございます。

そういうなかで、亀田病院等との医師間の連絡において、援助していただいたりしている現状があります。医師の厳しい状況もございますので、それとやはり実際にですね、どう手当をしたらいいかと、たとえば看護師につきましては、やはり保育所を中に設置したりです

ね、してやっていますんで、状況としては、少しずつ改善されていくかな、と思いますけど、いずれにしても将来を見た場合、非常に厳しいんじゃないかなと私、思っていますんで、やはり、いろんな病院との連携といいますか、そういうことも非常に重要であると考えております。

○3番（石井芳清君） 一般論だと思いますけど、御宿町として先ほどの利用状況 5.0%ですか、3.5 とか2%とかってというのは報告あったと思うんですけども、ここをあげていくってのは、国吉病院そのものもあると思うんですけど、町としての施策というのは、私は、何か考えていく必要があると思うんですけど。これはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 郡内課長会議が年に1回くらいございまして、医療体制、それから医療体系につきまして、PRも必要だろう、という議論もたしかにございます。ただ、他の病院との関連がございまして、こちらを圧迫しない程度の宣伝とならざるを得ないだろうという意見もございます。

また以前、国吉病院等でワンポイントアドバイス、広報等で医師のワンポイントアドバイス等いただいた経緯がありますので、この辺につきましてはそういったことが可能かどうか。

可能であればそういったなかで、PRができ、啓発ができていくのかなというふうな考え方をしております。

○3番（石井芳清君） はい、かつて合併前の時は、確か、夷隅町が大変、国保税が低かったというような実態があったと思うんです。やはり国吉病院が自分とこの、町の病院だと認識で、さまざまな啓発活動を含めてですね、私は、その方が大きな影響があったんじゃないかな、と思うんですね。

今後先ほどTPPの話ではありませんけども、やっぱり民間がたとえば亀田病院なんですけども、そこに依存していいのかって話にはならないと思うんですね。わざわざ国吉病院、これまだ平成21年度ですか、新しいんですよね。やっと造った、いろんな思いをして造ったばかりですのでね、これをどう運営していくのかと。

そこでさまざまな知恵を生かしながらですね、やはり福祉、医療そういうものを水準を上げていくと、そのための、基幹施設だと思うんですね。

で、なるべく御宿町議会でどうこうという話までいかないわけですけど、町長その辺は理事者の1人ですので、今後、医師会、御宿町の医師会の方も、だいぶ高齢化が進んでおります。

夜間も一応、往診していただくような状況もあります。

これもいつまで続くか分からないというのが実態であろうと思いますので、この地域の医療を

どうしていくのか。そのなかで、国吉病院がどういう位置づけになっていくのかという、議論の場だとか意見を集約する場だとかを含めて、私は音頭を取っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご意見いただきましたことにつきましてははですね、また近く県経営改善会議がございますのでいろいろ意見を挙げていきたいと思えます。

○3番（石井芳清君） はい、わかりました。最後に時間もないようでございますので、地上デジタル放送視聴困難世帯の対応について伺います。

先月末、スカイツリーでの本放送が、開始されたわけでありまして、それへの町への影響。そして確か御宿町もホワイトリスト地域。いわゆる直接波、視聴困難地域が、多数あったと伺っております。

その地域は、多くのところで地デジ代替放送ですね。衛星放送から代替放送で、受信をしていると伺っておりますけれども、これも、しかし2年ぐらいで期限があるというふうに思えます。

その対策はどうなっているのか。そしてまた、この地デジの切替の時にですね、光テレビではなく、いわゆるフレッツテレビですね。光テレビよりもサービスが多様なものですね。

こうしたものを町議会でも要望しておったというふうに思うわけでありまして。

もうひとつは、それはインターネットですね。光のインターネットを使ったものでありますけれども。御宿台がフレッツではなくて、Bフレッツっていうんですか、規格が違うようなお話があったと思えますが、それらも含めてですね、地上デジタルテレビ放送の対応について伺いたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 地上デジタル放送難視世帯への対応についてでございますけれども、地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行する際に、関東広域地上デジタル放送推進協議会において、当町の一部地区の地上デジタル放送波を測定した際に、地形の影響等により、地上デジタル波の受信が困難である地域があることが確認されております。

当町におけるデジタル放送難視地区は、平成22年12月現在におきまして、岩和田地区、高山田地区、上布施地区、七本地区のそれぞれの一部にあり、これらの地区は、国やNHKの支援を受けまして現在、暫定的に衛星放送を受信して対応しているところでございます。

地上デジタル放送のテレビ電波は、5月31日より東京タワーに替わり東京スカイツリーから発信されることになりましたが、現在まで、スカイツリーからのテレビ電波が正しく受信できず

にテレビが映らないなどの、受信障害についての問合せは町の方には、ございません。

また、現在、総務省テレビ受信者支援センターにおいて、各難視地区の解消を目指した、受信点調査が行われる状況でございます。この結果を踏まえまして、戸別に一軒一軒、その都度高性能アンテナ等の設置について案内を行っているということで聞いております。

衛星放送等による地上デジタル放送受信は27年3月に終了することになっております。

テレビ受信者支援センターでは、これまでの間に受信点調査における調査結果をもとに、高性能アンテナや共聴施設、光ファイバーを利用して視聴できる環境を整えていく計画であるというふうにしております。

それから、フレッツテレビの関係ですが、地上デジタル放送難視聴対策の選択肢として、フレッツテレビもその一つとなり得ますけれども、サービス開始への可能性はかなり難しいものと聞いております。平成22年にNTT千葉支店に対し、地上デジタル放送開始に伴うフレッツテレビの提供を求める要望書を提出しておりますけれども、当時は、光ファイバー整備に着手したところであり、経営上の判断からも、本社の方には要望するとお話をいただいたものの、現在は提供までには、至っておりません。

フレッツテレビ導入のためのNTTによる受信環境整備につきましては加入率が50%を超えると、NTTの社内での検討の対象となるというふうにお聞きしています。

当然に経営判断により、実施の有無が決定されると伺っております。町のフレッツ光サービスの加入状況は、5月末現在827世帯が、加入しておりますが、NTT内でフレッツテレビ検討に至る50%率にはまだまだ及ばない状況でございます。

また、NTTでは、難視地域は、高性能アンテナ等により減少してきているというような認識もNTT内部ではお持ちのようです。

また、NTT経営判断後においても、放送事業者の経営判断、これについても、またクリアすることがサービス開始のためには、必要でございまして、大原局区が整備されまして、地上デジタル放送が、戸別アンテナや共聴施設により、多くの地区で視聴可能となった現在では、フレッツテレビの導入へのハードルは、なかなか厳しいものとなっておりますというふうにご考えております。町の方でもですね…。

○3番（石井芳清君） 時間がないので、御宿台から。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい、Bフレッツからはですね、町の回線フレッツ光サービスへの乗換えについては、工事費がかかるそうですが、そのまま加入することは可能であります。

○3番（石井芳清君） それとあと、ホワイト地域が何件なんですか。何件。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 件数。

○3番（石井芳清君） 何件。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 22年現在ですね。148件です。

○3番（石井芳清君） 148件ということで、大変多いということでもあります。フレッツテレビというのは、50%ということで、なかなか厳しいという状況にあると思います。

それからもうひとつ、スカイツリーでの混信じゃなくて受信が可能かどうかというのが質問の趣旨なんです。それが現実的にどうなったのかってことです。わかりますか。わからなければいいです。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 受信について御宿でトラブルがあるかという…。

○3番（石井芳清君） スカイツリーが御宿で受信できるかということ。

○企画財政課長（大竹伸弘君） その点については、確認しておりません。

○3番（石井芳清君） はい、ありがとうございました。平成27年3月までということですね、147世帯ですか。大変多いと思いますので引続きですね、テレビっていうのが大きな情報源、防災でも比重を占めている。

また、高齢者においても娯楽、ニュース等におきましても大きな内容でございますので、引続きマニュアルのような対応を求めて質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で3番、石井芳清君の質問を終わりにします。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日、18日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたり、ご苦勞様でした。

（午後 4時16分）